

ＰＦＩ手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議
報告書

平成２９年１１月

目 次

第1	はじめに	1
1	会議の目的	1
2	検討事項	1
3	検討の経過	1
第2	事業の実施状況及び評価	2
1	両センターの概況	2
(1)	概況	2
ア	喜連川社会復帰促進センター	2
イ	播磨社会復帰促進センター	3
(2)	P F I手法の導入経緯及び目的	3
(3)	規制の特例措置	4
(4)	委託業務の範囲・委託費の支払い方法	5
2	事業の実施状況及び評価	6
(1)	刑務所の過剰収容状態の軽減効果	7
(2)	民間事業者による業務の実施状況	7
ア	モニタリング実施結果	7
イ	各業務の実施状況	9
(ア)	施設維持管理業務	9
(イ)	総務業務	9
(ウ)	収容関連サービス業務	10
(エ)	警備業務	11
(オ)	作業業務	11
(カ)	教育業務	13
(キ)	分類業務	14
(ク)	医療業務	14
(3)	地域との共生	15
ア	地域との共生の取組等	15
イ	地域経済への波及効果	16
(ア)	シンクタンクによる調査結果	16
(イ)	食材の地元調達	18
(ウ)	雇用の創出等	18
(エ)	センターへの訪問者数	19
(4)	その他	19
ア	刑事収容施設法の趣旨を踏まえた取組の実施等	19
イ	再入率	20
3	評価のまとめ	20

第3 評価を踏まえた今後の方向性	22
1 刑事施設に求められる役割の変化を踏まえた基本的な考え方	22
(1) 刑事施設を取り巻く状況の変化	22
(2) 基本的な考え方	22
2 次期事業の事業スキーム等	23
(1) 公権力の行使に係る業務の委託根拠	23
(2) 委託の枠組み等	23
(3) 収容対象	24
(4) 委託業務の範囲	24
ア 施設維持管理業務	24
イ 総務業務	25
ウ 収容関連サービス業務	25
エ 警備業務	26
オ 作業業務（刑務作業，職業訓練）	26
カ 教育業務	27
キ 分類業務	27
ク 医療業務	28
ケ 特化ユニット	28
(5) 事業期間	28
(6) 委託費の支払い方法	29
(7) その他	29
ア 現行事業の課題への対応	29
イ 事業者へのインセンティブ	29
ウ 円滑な事業承継及び業務実施等	30
3 「社会復帰促進センター」としての意義等	30
4 まとめ	31
P F I 手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議名簿	32

別添1 職業訓練科目一覧表

別添2 改善指導プログラム一覧表

添付資料 「社会復帰促進センターの地域への経済効果に関する調査 報告書」

第1 はじめに

1 会議の目的

平成19年10月に運営を開始した喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センター（以下「両センター」という。）のPFI事業は、平成34年3月31日の事業期間の終了まで残り約4年余りとなり、現行事業終了後の両センターの在り方について、検討すべき時期に差し掛かっている。現契約終了後、引き続き民間委託事業として運営するに当たっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。ただし公権力の行使に係る業務を除く。以下「PFI法」という。）、あるいは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）を活用することとなるが、取り分け、公共サービス改革法第33条の3に規定する特定公共サービスについては、現行事業の実施状況を踏まえ、民間委託との親和性を検証する必要がある。

このため、平成29年6月、法務省矯正局に本会議が設置され、矯正局長から委嘱された6名の委員が第三者としての立場から、両センターのこれまでの官民協働による運営実績の検証を行うとともに、その結果を踏まえた事業期間終了後の方向性について、検討を重ねてきたものである。

なお、昨年度、同名称の会議において、美祢社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業の中間評価等を実施しているところ、本報告書においては、同会議のことを「前回会議」ということとする。

2 検討事項

- ① 両センターのこれまでの事業実施状況の評価
- ② 評価結果を踏まえた今後の方向性

3 検討の経過

本会議は、両センターの実地調査を含め、全4回にわたり、検討を行った。

《 第1回 》

日時：平成29年8月4日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

場所：法務省

内容：・事務局による運営状況等の説明
・今後の議論の進め方について

《 第2回 》

日時：① 平成29年8月21日（月）

② 平成29年8月28日（月）

場所：① 喜連川社会復帰促進センター

② 播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所

内容：実地調査（視察及び官民現地職員からのヒアリング）

≪ 第3回 ≫

日時：平成29年10月20日（金）午後4時から午後6時まで

場所：法務省

内容：・運営実績の評価について
・報告書骨子案について

≪ 第4回 ≫

日時：平成29年11月20日（月）午前10時から同11時15分まで

場所：法務省

内容：報告書取りまとめ

第2 事業の実施状況及び評価

1 両センターの概況

(1) 概況

ア 喜連川社会復帰促進センター

【所在地】

栃木県さくら市

【事業者】

喜連川セコムグループ（代表企業：セコム株式会社，構成企業：三井物産株式会社，東京美装興業株式会社，株式会社小学館集英社プロダクション）

【契約金額】

約387億円

※国庫債務負担行為限度額との差

約14億円（約3.4パーセントの削減）

【事業期間】

15年間（平成19年6月5日から平成34年3月31日まで）

【収容対象】

犯罪傾向の進んでいない（A指標受刑者），受刑のための刑事施設への入所が初めての集団生活に順応できる男子受刑者等

上記の者のうち，

- ・身体障害を有する者で，養護的処遇を要する者（高齢者を含む）
- ・精神障害又は知的障害を有する者で，社会適応のための訓練を要する者

を「特化ユニット」に収容

【収容定員】

2,000人（うち，特化ユニット 500名（身体障害を有する者250名，精神障害・知的障害を有する者250名）

【沿革】

平成18年 9月 実施方針公表

19年 6月 事業契約締結
19年10月 運営開始

イ 播磨社会復帰促進センター

【所在地】

兵庫県加古川市

【事業者】

播磨大林・ALSOKグループ（代表企業：株式会社大林組，構成企業：大林ファシリティーズ株式会社，総合警備保障株式会社，東レ株式会社，株式会社ピーエイチピー研究所，コクヨ近畿販売株式会社）

【契約金額】

約247億

※国庫債務負担行為限度額との差

約6億円（約2.3パーセントの削減）

【事業期間】

15年間（平成19年5月31日から平成34年3月31日まで）

【収容対象】

犯罪傾向の進んでいない（A指標受刑者），受刑のための刑事施設への入所が初めての集団生活に順応できる男子受刑者等

上記の者のうち，精神障害又は知的障害を有する者で，社会適応のための訓練を要する者を「特化ユニット」に収容

【収容定員】

1,000人（うち，特化ユニット 120名）

【沿革】

平成18年 9月 実施方針公表

19年 5月 事業契約締結

19年10月 運営開始

(2) PFI手法の導入経緯及び目的

平成11年頃から，刑事施設における職員の過重な業務負担が問題として顕在化していたため，法務省は，非権力的業務の民間委託を進めてきたところ，平成18年頃をピークに，刑事施設の過剰収容状態がより深刻化し，更なる民間委託の推進を検討する必要があった。

このため，PFI法を活用して刑事施設を新設することで，刑事施設の収容能力の拡充を図ることとし，加えて，構造改革特別区域法（平成14年法律第189号（平成21年法律第33号による改正前のもの。以下同じ。））に特例規定を設けることにより，公権力の行使に関わる業務を民間委託することを可能とし，平成19年4月，我が国初のPFI手法を活用した刑事施設として，美祢社会復帰促進センターの運営を開始した。その後，平成19年10月に，国が新設した刑事施設の運営の一部を包括的に委託するいわゆる「公設民営」型のPFI事業として両セン

ター、平成20年10月に、島根あさひ社会復帰促進センターの運営を開始した。
刑事施設の整備・運営にPFI手法を導入することとした目的は、速やかな刑事施設の収容能力の増強、収容能力の増強に伴って必要となるマンパワーの確保等であった。

また、平成13年に発生したいわゆる名古屋刑務所事案を端緒として、刑事施設の運営について透明性の確保が強く求められていた。刑事施設の業務を民間委託することにより、その運営状況が、一般市民である民間職員の目にさらされること、社会に開かれた刑事施設で「地域との共生」を図ること、国民の理解・協力を得て被収容者の改善更生、社会復帰を目指すこと、民間の創意工夫を取り入れたプログラムの導入により効果的な処遇を展開することを目的としたものであった。

加えて、政府全体の施策として、官製市場の民間開放が進められ、その一環として、刑事施設の運營業務の一部を民間事業者に担わせることとし、これによって、刑事施設所在地周辺における雇用創出や経済効果も期待された。

(3) 規制の特例措置

刑事施設は、刑法、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づいて人を収容し、被収容者に対し必要な処遇を行う施設であり、収容目的を達成するために被収容者に対し処分等を行う権力的業務から、給食、洗濯、清掃、自動車の運転などの非権力的業務まで幅広い業務を行っているが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）その他の刑事施設に関する法令上、権力的業務は、刑事施設の長又は刑事施設の職員が行うものとされており、民間委託は予定されていない。

その一方で、非権力的業務については、私経済作用に関わる業務として、官民間の契約により委託することが可能であり、全国の刑事施設においてもこれらの業務は民間事業者へ委託されている。

このため、構造改革特別区域法に、特例として、刑事施設における公権力の行使に関わる業務の一部について民間委託を可能とする規定を設けるとともに、受託者の守秘義務、みなし公務員規定、監督規定など、業務の適正かつ円滑な実施を確保するための措置を講ずることで、大幅な民間委託を可能とした。

【構造改革特別区域法の規定により委託可能となった業務】

- ・ 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施
- ・ 受刑者の分類のための調査の実施
- ・ 被収容者の行動監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものは除く。）
- ・ 被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施
- ・ 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施
- ・ 被収容者に対する文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助
- ・ 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助

- ・ 被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施
- ・ 被収容者の領置物（金銭を除く。）の保管
- ・ その他、上記事務に準ずるものとして政令で定める事務

（４）委託業務の範囲・委託費の支払い方法

両センターにおいては、総務業務の事務支援、自動車の運転、物品等の調達・管理、建物等の維持管理、給食及び洗濯など、規制の特例措置がなくとも契約により委託可能な非権力的業務から、上記（３）の特例措置によって委託が可能となった公権力の行使に関わる業務まで、幅広く、刑事施設の運営に係る業務の民間委託が行われている。

これらの業務の実施に対する委託費の支払方法として、収容定員を対象とした業務遂行を前提としたユニタリーペイメント（サービス提供の対価を一体のものとして包括的に支払う方式）を採用している（なお、被収容者に対する給食に係る食材費については、平成24年度から、平均収容率が80パーセントを下回った場合には、合理的な範囲内で費用が減少したものとして、委託費から減額することとしている。）。

なお、両センターの運営事業には、それぞれ、近隣に所在する黒羽刑務所及び加古川刑務所の運営業務の一部を含んでいる。

両センターにおける委託業務（※は喜連川社会復帰促進センターのみ）

業務区分		委託業務
総務	庶務事務支援	文書の発受・管理、参観・広報支援、電話交換、宿日直、人事事務支援、その他事務支援
	名籍事務支援	写真撮影、指紋の採取、身分帳簿管理、その他名籍事務支援
	各種統計作成支援	各種統計作成支援
	経理事務支援	会計事務支援、共済事務支援、国有財産・物品管理事務支援、作業報奨金管理支援
	領置事務支援	領置物保管、領置金管理支援、購入物品管理支援
	情報システム管理	面会予約システム、その他情報システム管理
	運転	自動車の運転
	備品・消耗品管理	備品・消耗品の管理
収容 関連	給食	献立の作成・確認、食事・飲料の給与、材料の提供・管理、衛生管理、非常時対応
サー ビス	衣類・寝具の提供	衣類・寝具の提供・管理、洗濯
	清掃・環境整備	清掃・環境整備
	その他	購買、理容等、職員食堂運営、食器・雑具・日常必需品の給貸与
警備	施設警備	庁舎警備、構内外巡回警備、総合監視卓監視

	その他警備支援	信書検査支援, 新聞・図書検査支援, 保安検査, 護送支援, 運動・入浴等監視支援, 保安事務支援, 各種訓練
作業	作業企画支援	作業企画支援
	技術指導	作業技術指導, 安全衛生管理等指導
	職業訓練	職業訓練
	その他作業事務支援	その他作業事務支援
教育	教育企画支援・教育実施支援	改善指導, 教科教育, 特化ユニットにおける各種プログラムの企画・運営
	図書管理	図書管理
	その他教育事務支援	刑執行開始時及び釈放前の指導, 視聴覚教育, 宗教教諭師・篤志面接委員等との連絡調整, 各種レクリエーション, その他教育事務支援
医療	健康診断, 外部医療機関との連絡調整, レセプト審査, 医療設備の維持管理, 医療関係事務, 理学療法の実施支援 (※)	
分類	処遇調査事務支援, 審査関係事務支援, 保護関係事務支援	
施設維持管理	建築物保守管理, 建築設備運転監視, 修繕	

黒羽刑務所及び加古川刑務所における委託業務 (※は黒羽刑務所のみ, ◎は加古川刑務所のみ)

業務区分		委託業務
総務	庶務事務支援	文書の発受・管理, 電話交換, 人事事務支援, その他事務支援
	各種統計作成支援	各種統計作成支援
	経理事務支援	会計事務支援, 共済事務支援, 国有財産・物品管理事務支援, 作業報奨金管理支援
	領置事務支援	領置物保管, 領置金管理支援, 購入物品管理支援
	運転	自動車の運転
収容関連サービス		給食, 衣類・寝具の管理, 環境整備
警備	施設警備	庁舎警備, 構外巡回警備, 構内巡回警備 (◎) 総合監視卓監視
	その他警備支援	信書検査支援, 新聞・図書検査支援, 保安検査, 護送支援 (◎), 運動・入浴等監視支援 (◎), 保安事務支援
作業		作業事務支援
教育	教育支援	視聴覚教育, 宗教教諭師・篤志面接委員等との連絡調整, 各種レクリエーション, その他教育事務支援
分類事務支援		審査関係事務支援, 保護関係事務支援
医療		外部医療機関との連絡調整 (◎), レセプト審査 (◎), 医療関係事務 (◎)

加古川刑務所における収容関連サービス業務のうち, 「給食」については, 公共サービス改革法に基づく刑事施設の被収容者に対する給食業務の民間委託事業の開始に伴い, P F I 事業から除外された。

2 事業の実施状況及び評価

本会議では, 両センターの設置時に期待された過剰収容状態の軽減効果, 民間事業者による業務の実施状況, 両センターの運営理念である「地域との共生」及び地域経

済への波及効果について、評価を行った。

なお、事業期間終了後の方向性の検討も本会議の目的であることから、下記（２）イの「各業務の実施状況」では、業務ごとに、民間委託との親和性についても述べることにする。

（１）刑務所の過剰収容状態の軽減効果

前回会議の報告書でも述べたとおり、平成１９年４月から、順次、４つの社会復帰促進センターを設置したことにより、当時の刑事施設の既決収容定員の約１０パーセントに当たる６，３００人分の収容定員が増加（美祢社会復帰促進センター１，３００人、島根あさひ社会復帰促進センター２，０００人、喜連川社会復帰促進センター２，０００人及び播磨社会復帰促進センター１，０００人）しており、社会復帰促進センターは、刑事施設の過剰収容状態の軽減に、一定の役割を果たしたといえる。

現在、一部の女子刑事施設を除き、刑事施設の過剰収容状態は解消して全国的に受刑者の収容人員が漸減傾向にある中、取り分け、Ａ指標受刑者（犯罪傾向の進んでいない者）の数が減少しており、両センターの収容率も７０パーセントを下回っている状況にある（なお、収容定員の１００パーセントを収容している状態は、刑事施設の運営にとって必ずしも好ましいものではなく、保安上の観点からは、被収容者の反則行為の調査、懲罰執行等のために使用可能な居室が一定数確保できている状態が適当である。また、キャパシティに余裕があることで、改善指導や職業訓練などの矯正処遇に、官民のマンパワーを重点的に割り当てることができ、より「人材の再生」に資する施設運営が可能になるものと考えられる。）。

刑事施設の既決収容定員・受刑者収容人員 (各年末)

	既決収容定員(A)	受刑者収容人員(B)	収容率(B/A)
平成17年	58,906	67,423	114.5%
平成18年	62,077	70,496	113.6%
平成19年	67,996	70,053	103.0%
平成20年	70,292	67,672	96.3%
平成28年	71,419	49,027	68.6%

喜連川及び播磨社会復帰促進センターの収容定員・収容人員 (平成28年末)

	収容定員(A)	収容人員(B)	収容率(B/A)
喜連川	2,000	1,315	65.8%
播磨	1,000	699	69.9%

（２）民間事業者による業務の実施状況

ア モニタリング実施結果

社会復帰促進センターPFI事業契約においては、モニタリングにより、民間事業者の債務の履行状況を確認している。

モニタリング制度では、民間事業者の責めに帰すべき事由により、刑事施設の運営に重大な影響を及ぼす一定の事由を発生させた場合や業務を履行しなかった場合には、違約金を賦課し、又は、重大な影響を及ぼすとまではいえない業務の過誤に対しては減額ポイントを計上し、その蓄積により事業費を減額することを定めている。また、民間事業者が、「要求水準等に定める範囲の事務について、特に優れた業務遂行により、刑務所施設の良い運営に寄与した場合」、「要求水準等に定める範囲を超える貢献により、刑務所施設の良い運営に寄与した場合」、「地域への貢献、地域資源の活用等により、刑務所施設の良い運営に寄与した場合」及び「その他特段の事情がある場合」には、功績等の内容に応じて、1件につき最大10ポイントの範囲で減額ポイントを軽減できる旨定めている。このため違約金の賦課及び減額ポイントの蓄積による事業費の減額の有無は、民間事業者が、刑事施設の運営を問題なく行えたのか判断する一つの尺度であるといえることができる。

両センターにおいては、開設時からこれまでに、違約金及び減額ポイントの蓄積による事業費の減額はないことから、このような観点からは、両センターを運営する事業者は、いずれも、大きな問題なく刑事施設の運営業務を実施できたといえる。

ただし、日常の業務を実施する中で、ヒューマンエラーに起因する過誤は少なからず発生し、減額ポイントが計上されている。両センターにおける減額ポイントの計上点数の推移は、下表のとおりである。

功績ポイント、減額ポイント計上点数の推移（喜連川）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
功績P	0	14	17	26	20	45	57	60	33	23
減額P	60	232	74	69	69	33	65	20	9	29

功績ポイント、減額ポイント計上点数の推移（播磨）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
功績P	0	11	31	4	15	26	44	44	55	30
減額P	30	183	148	166	31	31	30	22	28	4

個別の減額ポイントの計上事由を見ると、運営開始当初は、民間職員の業務の習熟不足によるものと思われる事務処理の疎漏又は過誤、検査業務の疎漏などが多かったが、年数が経つにつれ、業務への習熟が進み、近年は、単純なミスによるシステムへの誤入力、食事への異物混入などが中心となっている。

減額ポイント及び功績ポイント計上事由の例

減額ポイント計上事由の例	功績ポイント計上事由の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事への異物混入 ・ 食事の誤配食 ・ 物品管理の疎漏 ・ 検査業務の疎漏 ・ システムの誤入力 ・ 旅費、手当等の計算の過誤 ・ 郵便物に係る事務処理の過誤 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 反則行為の未然防止 ・ 収容監視の綿密な実施 ・ 備品等の追加整備 ・ 福祉的支援に係る功績 ・ 職員研修への協力 ・ 就労支援の充実 ・ 広報活動への協力

イ 各業務の実施状況

(ア) 施設維持管理業務

施設維持管理業務として、建築物保守管理業務、建築設備運転監視業務及び修繕業務を民間委託の対象としているところ、このうち、建築物保守管理業務及び建築設備運転監視業務については、専門のノウハウを有する民間事業者によって、特段、問題なく実施されている。これらの業務は、広く一般に民間委託が行われており、民間委託との親和性が高い業務であると考えられる。

他方、修繕業務については、民間事業者が、入札時に劣化による機能低下のレベルを十分には予測できない分野であり、想定外のコストの発生、民間事業者が実施すべき日常的な修繕なのか、国が実施すべき大規模修繕なのかといった業務の線引きが難しいことなどの事情により、迅速かつ円滑に業務が実施できない場合がある。

(イ) 総務業務

総務業務として、庶務事務支援業務、名籍事務支援業務、各種統計作成支援業務、経理事務支援業務、領置事務支援業務、情報システム管理業務及び運転業務、備品・消耗品等管理業務を民間委託の対象としている。

これらの業務の中には、広く一般に民間委託が行われているシステム入力等の事務支援、文書の受付、電話交換、宿日直、情報システム管理及び自動車の運転に加え、業務の実施に当たり高度な専門的知識の習得が必要な名籍事務、人事事務、会計事務及び共済事務も含まれている。

運営開始から10年間の経験の積み上げにより、民間職員の業務の習熟が進み、刑事施設（行政機関）特有の専門性の高い業務（例えば、刑事施設特有の業務である名籍業務のうち、複雑な根拠法令等の知識取得が必要な業務は、習熟に時間がかかる業務である。）についても、おおむね順調に業務が実施されている。総務業務として委託している業務のうち、刑事施設（行政機関）特有の専門性の高い業務については、これまで当該業務の受託実績のない民間事業者が参入しようとする際に、若干の参入障壁となる場合もあるが、その他の業

務については、民間委託との親和性が高い業務であると考えられる。

ただし、播磨社会復帰促進センターにおいては、従事職員の業務の習熟が進まず、十分な業務レベルを確保できなかったことから、平成22年に、総務業務を担当する企業が交代している。また、播磨社会復帰促進センター等運営事業の一部として、民間委託を実施している加古川刑務所においては、会計事務支援業務のうち、旅費計算及び共済関係の事務の習熟が上手く進まない状況があった。

なお、情報システム管理業務については、機器の整備を含んでいるところ、情報システムは、技術革新のスピードが速く、国側の事情により、システムの新規導入や更新、統合が行われる場合があること、セキュリティ対策の求められるレベルが高まっていることなどから、一般の刑事施設と同様、基本的に、国が整備することとした方が適当であろう。ただし、面会予約システム（受刑者との面会を希望する親族が、ホームページ又は電話を利用して面会室の予約を可能とするシステム）については、現在は利用が低調であるものの、第2期事業において、何らかの活用が見込まれるのであれば、広報のために重要なツールであるホームページの開設・運用と合わせて、委託することも検討すべきである。

（ウ）収容関連サービス業務

収容関連サービス業務として、給食業務、衣類・寝具の提供業務、清掃・環境整備業務及びその他の収容関連サービス業務（購買、理容等、職員食堂の運営及び食器・雑具・日常必需品の給貸与）を民間委託の対象としている。

給食業務のうち、厨房施設における調理については、受刑者が職業訓練又は経理作業として実施し、民間事業者は、献立の作成、食材の調達、厨房施設の衛生管理及び受刑者への調理指導等を実施している。給食業務に関するノウハウは、民間事業者に一日の長があると考えられ、両センターにおいて、質の高い業務が実施されている。

なお、喜連川社会復帰促進センターにおいては、平成29年度に、民間事業者の提案により、新たにパン工場「ベーカリー室」を設置している。そこでは、再犯防止に向けた新たな取組として、工場を一つの「共同体」として捉える「RC構想（Re-Entry Community）」を導入している。RC構想では、社会生活を疑似体験させることで、自主、自立、協調性を養うことを目的に、セルフサポートプログラムによるグループセッション（生活全般において改善を要する課題を主体的に選択し、対話を通じて自己の問題への気づきを促し合い、その中で生じた感情をコントロールするなど、社会復帰後に必要とされる力を獲得することなどを目的に、グループに所属する受刑者同士で行うセッション）などを行うとともに、社会再参加に向け、受刑者に、パンの生産工程の管理などの工場運営に携わらせるものであり、今後の発展が期待される。

衣類・寝具の提供業務については、特段、問題点は認められない。

清掃・環境整備業務については、民間委託になじむ業務であると考えられる

が、清掃範囲や業務レベルについて、要求水準の解釈を巡って官民間で見解の相違がある場合がある。

その他の収容関連サービス業務のうち、購買業務については、両センターとも、独立採算事業として民間事業者が業務を実施している。他方、一般の刑事施設においては、指定事業者により、全施設で同一の規格・価格の自弁物品が販売されている。当該業務については、被収容者が使用する多種多様な物品を在庫として抱えなければならず、単一の施設のみで実施することは難しい面があるが、一方で、地元業者から、被収容者に販売する物品を仕入れることによる地域への経済効果もある。

収容関連サービス業務については、総じて、民間委託との親和性が高い業務であり、取り分け、給食業務については、調理を含む全ての業務を委託することで、民間のノウハウが最大限活用できるものと考えられる。

(エ) 警備業務

警備業務として、施設警備業務（庁舎警備、構内外巡回警備及び総合監視卓監視）、信書検査支援、新聞・図書検査支援、保安検査、護送支援、運動・入浴等監視支援、保安事務支援及び各種訓練などの警備支援業務を民間委託の対象としている。

これらの業務（庁舎警備等の庁舎管理権に基づく業務や事務支援等の非権力的業務を除く）は、構造改革特別区域法の特例規定により、民間委託が可能となった業務であるが、これまで、民間事業者においても大きな問題なく実施されている。取り分け、総合監視卓監視業務は、民間の警備会社が高いノウハウを持つ業務であり、質の高い業務が実施されている。総合監視卓監視業務については、民間委託との親和性が高い業務であると考えられる。

他方で、運動・入浴監視支援や護送支援などは、受刑者の行動を直接監視する業務であるが、業務自体は問題なく実施されているものの、不測の事態があった場合に、民間職員は、受刑者に対し制止等の実力行使を行えないなど、法律上、その権限に制約がある。また、他の刑事施設で採用された職員は、構内外巡回警備や総合監視卓監視、保安検査などの勤務経験を通じて、刑務官としての基礎的なスキルを身に付けていくが、両センターではこれらの業務を民間に委託しているため、両センターで採用された職員は、普段、これらの業務を実施しない。このため、両センターにおいては、基礎的スキルの養成を目的とした所内研修等を意識的に実施している状況がうかがえる。

このような点についても、警備業務の民間委託の範囲を検討する上で、考慮する必要があるものと考えられる。

(オ) 作業業務

作業業務として、作業企画支援、技術指導及び職業訓練を民間委託の対象としている。このうち、作業企画支援業務、技術指導業務及び安全衛生管理等指導は、刑務作業の実施に関する業務である。

刑務作業は、受刑者に適切な作業を実施させることを通じ、懲役刑の内容を
実現し、また、受刑者に正しい勤労の習慣や社会復帰に必要な職業的知識や技
能を身につけさせることにより、受刑者を円滑に社会復帰させることを目的と
しているところ、民間事業者には、このような目的を達成するのにふさわしい
内容の作業を必要十分な量、確保することが求められる。

作業業務は、受刑者の動作時限などの刑事施設特有の制約がある中で提供企
業を選定し必要な作業量を確保する業務であるが、運営開始から10年間の経
験の積み上げにより、民間職員の業務の習熟が進み、おおむね順調に業務が実
施されている。

次に、職業訓練については、受刑者に対し、必要な職業的知識や技能を習得
させるとともに、社会貢献を実現するために必要な技能等を習得させることを
目的とし、訓練科目の企画・立案、実施に係る業務を民間委託の対象としてい
る。両センターの運営事業の要求水準では、職業訓練については、全ての受刑
者に職業訓練を実施し、また、その内容についても社会の労働需要に見合った
ものとし、就労に直結するような訓練科目を多く取り入れる等とされている。

前回会議の報告書でも述べたとおり、両センターに美祢及び島根あさひ社会
復帰促進センターを加えた4つの社会復帰促進センターにおいて、多種多様な
職業訓練を実施することによって、職業訓練の受講機会、資格又は免許の取得
機会の拡大につながっている。

出所受刑者数、職業訓練受講者数（人数）

	出所受刑者数（A）	職業訓練受講者（B）	割合（B/A）
平成19年	31,341	1,201	3.8%
平成28年	22,947	3,632	15.8%

出所受刑者数、出所受刑者の取得した資格又は免許（人数）

	出所受刑者数（A）	資格又は免許（B）	割合（B/A）
平成19年	31,341	952	3.0%
平成28年	22,947	2,420	10.5%

出所受刑者数、出所受刑者の職業訓練、同取得した資格又は免許（人数）（平成28年）

	全国（A）	PFI4庁（B）	PFIの割合（B/A）
出所受刑者数	22,947	2,146	9.4%
職業訓練受講者数	3,632	1,194	32.9%
資格又は免許取得者数	2,420	597	24.7%

訓練科目が、社会の労働需要に見合っているか否かとの点については、両セ
ンターにおいては、これまでに、適宜の時期に訓練科目の見直しが行われてお
り、例えば、播磨社会復帰促進センターにおいては、近年、スマートフォンが

急速に普及していることを踏まえ、平成25年度から、「情報処理技術科（スマートフォンアプリ開発課程）」を開始している。また、喜連川社会復帰促進センターにおいては、平成29年度から、映像コンテンツやパソコンを用いて、職業能力の養成と就労意欲向上のための指導を行う「職業能力開発科」を開始している。※両センターにおいて実施している職業訓練については、別紙1を参照

職業訓練業務については、民間事業者は従業員を雇用する立場でもあり、その視点に立って訓練内容を企画立案できるなど、民間委託との親和性が高い業務であると考えられる。刑務作業の受注を進める中で、出所者の雇用に理解を示し、協力雇用主として登録を希望する企業経営者もいることから、職業訓練、刑務作業の実施から出所後の雇用までを一連の業務として実施したり、実際に出所者を雇用しようとする企業のニーズを踏まえた職業訓練を実施したりするなど、これまで以上に、作業業務や分類業務（就労支援）との連携を図るなど、「就労に直結する」との観点で更なる工夫が期待される。

（カ）教育業務

教育業務として、改善指導、教科指導及び特化ユニットにおける各種プログラムの企画及び運営、図書管理業務、その他の教育支援業務（刑執行開始時及び釈放前の指導、視聴覚教育、宗教教誨師・篤志面接委員等との連絡調整、各種レクリエーション、その他教育事務支援）を民間委託の対象としている。

両センターにおいては、一般改善指導として、民間事業者の提案により、認知行動療法の知見に基づく、飲酒、薬物依存、暴力、性的問題などの対象者の問題性に応じた多様なプログラムが実施されている。また、特化ユニットの対象者に対して、それぞれが有する障害に応じたプログラムが実施されている。特徴的なものとしては、知的又は精神障害を有する者に対するフラワーセラピープログラム、ふれあいプログラム（喜連川社会復帰促進センター）、クラウニング講座（播磨社会復帰促進センター）、身体障害を有する者に対するリハビリスポーツプログラムなどが行われている。※両センターにおいて実施している改善指導プログラムについては、別紙2を参照

特別改善指導については、民間事業者が、国の定める標準プログラムに基づき、内容面で民間の創意工夫を加えた指導を行っている。

両センターにおいては、民間事業者により、教育、心理、作業・理学療法、福祉関係の専門スタッフが多数配置され、それぞれの専門性に基づく指導等の実施が期待される場所である。この点について、播磨社会復帰促進センターにおいては、民間事業者内に「社会復帰促進部」を設け、専門スタッフが教育業務と分類業務を兼務して実施することで受刑者のアセスメントと教育プログラムの実施、そして実施後の評価を一体として実施することが可能となり、質の高い業務を実施できる環境が整えられている。また、専門スタッフのほかに、図書管理業務やその他教育支援業務を担当する事務スタッフを配置し、専門スタッフが受刑者に対する指導等に注力できる環境を作っている。この「社会復帰促進部」では、播磨社会復帰促進センターから出所した受刑者が刑事施

設に再入したケースについて、その要因や播磨社会復帰促進センター在所中に受講した改善指導プログラムなどの情報を多角的に検証し、プログラムの改良に役立てている。

教育業務は、一般的には、民間委託との親和性が高い業務であると考えられるが、国と民間とでは、それぞれに得意とする領域があることや、センターに配置された国の教育専門官のスキルアップや教育の専門家としてのモチベーションの維持を図る観点から、例えば、特別改善指導については、国の標準プログラムに基づいて全国の刑事施設において統一的な指導を行う観点から、基本的に国が担当し、一般改善指導については、特化ユニットを中心に、民間のネットワークを通じて専門スタッフを確保して質の高い指導等を行う観点から、民間事業者が担当するといった形で、すみ分けることも考えられる。

なお、刑事施設における指導は、学習塾やカルチャーセンターなどにおいて、積極的に指導を受けたいとの動機を持った者に対して行う指導とは異なり、そのような動機を持たない者をも対象とする指導であるということ、改善更生という人の内面に関わる指導であり、指導場面以外における対象者の変化にも目を向ける必要があるということに、留意する必要がある。

(キ) 分類業務

分類業務として、処遇調査事務支援業務、審査関係事務支援業務及び保護関係事務支援業務を民間委託の対象としている。

これらの業務は、いずれも専門性が高く、習熟に時間がかかる業務であるが、運営開始から10年間の経験の積み上げにより、民間職員の業務の習熟が進み、おおむね順調に業務が実施されている。

近年、再犯防止への社会的要請の高まりから、就労支援の充実が求められるなど、特に、保護関係業務は、両センターの運営開始後に新たな取組の実施が求められている。保護関係業務である就労支援や福祉的支援などは、民間のネットワークを活用した仕組み作りなど、刑事施設に求められる新たな役割に対応して、更なる充実が期待できる分野である。他方、分類業務のうち、刑事施設特有の専門性が問われる処遇調査及び審査業務については、必ずしも、民間委託との親和性が高いとはいえないのではないかと考えられる。

ただし、教育業務で述べたとおり、播磨社会復帰促進センターにおいては、民間事業者内に「社会復帰促進部」を設けており、民間の専門スタッフが、処遇調査と改善指導の両方を行うことで、業務の質の向上につながっていることからすれば、処遇調査及び審査業務を民間委託することは、「社会復帰促進部」のように教育の実施と一体のものとして実施する場合には、有効であると考えられる。

(ク) 医療業務

医療業務として、健康診断業務、外部医療機関との連絡調整・レセプト審査業務、医療設備の維持管理業務、医療関係事務及び理学療法の実施支援業務（喜

連川社会復帰促進センターのみ)を民間委託の対象としている。

これらの業務のうち、健康診断業務は、構造改革特別区域法の特例規定により、民間委託が可能となった業務である。また、医療関係事務の中には、診察対象者のリスト作成や関係部署と受刑者の連行の調整など、一般の医療機関では行わないような業務もあるが、健康診断、外部の医療機関との連絡調整・レセプト審査、医療設備の維持管理、理学療法の実施などは、民間事業者ノウハウのある業務であり、医療事務等の専門スタッフにより、質の高い業務が実施されている。

一方で、両センターの運営事業には、医療機器の整備も含まれているところ、技術革新のスピードが早く、事業期間の途中に、医療業務従事者のニーズも変化するため、現行事業終了後は、国が整備することとした方が適当である。

(3) 地域との共生

「地域との共生」は、社会復帰促進センターの運営理念の一つである。

両センターの運営事業では、地元調達や地元雇用などによる地域との共生だけでなく、センターで行われる行事等への地域住民参加や受刑者による地域貢献活動などの取組が行われている。

ア 地域との共生の取組等

地域との共生については、学識経験者により、両センター近隣住民への意識調査に基づく研究が行われている。

これによると、喜連川社会復帰促進センター近隣住民（栃木県さくら市の葛城、喜連川、鷲宿、小入、早乙女、桜ヶ丘、フィオーレ及び梨木地区）に対する平成27年2月・3月時点の調査では、センターに対する認知（「センターを知っている。」と回答した者）は、91パーセントであり、美祢社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターと同程度であった。

一方で、播磨社会復帰促進センター近隣住民（兵庫県加古川市八幡地区）に対する平成28年11月・12月時点の調査では、センターに対する認知は、74パーセントであり、他の3センターに比べて低かった。その理由としては、加古川市には、センター開設以前から3つの矯正施設（加古川刑務所、加古川学園及び播磨学園）が所在していること、加古川学園・播磨学園の敷地内に新設されたことや、センターが林に囲まれた小高い丘の上に所在していて、日々の活動が、地域住民から可視化されにくいなどの事情が、理由として考えられる。

また、矯正展への来場といったセンターの運営への直接的な接触に関する数値は、両センターともに、美祢社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターよりも高いものの、マスコミ報道等を通じた間接的な接触に関する数値は低かった。加えて、センターの運営に民間職員が携わっていることの認知についても、数値が低かった。

※ 上瀬由美子(2016)「矯正システムの可視化による社会的包摂促進の検討ー喜連川社会復帰促進センターに対する近隣住民の意識調査ー」立正大学心理学研究所紀要第14号(2016年3月31日)

※ 上瀬由美子(2017)「非誘致型の官民協働刑務所開設に伴う近隣住民の態度変容－播磨社会復帰促進センター近隣住民に対する意識調査－」日本社会心理学会第58回発表

地域との共生に関し、両センターと地元からの誘致を受けて開設した美祢社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターとは事情が異なるところ、喜連川社会復帰促進センターにおいては、受刑者の社会貢献作業としての地域社会の環境整備、播磨社会復帰促進センターにおいては、近隣大学の学生をアルバイトとして雇用する取組や作業成果物（農産品）の福祉施設への寄贈といった取組が行われているが、このような取組が、あまり近隣住民に認知されていない可能性がある。これらの取組やセンターが地域住民の雇用の場となっていることなどをホームページに掲載したり、地元広報誌やケーブルテレビ、その他の媒体に働き掛けて紹介してもらうなど、積極的に情報発信していくことも必要であろう。

「地域との共生」は、両センターの運営事業の実施方針に示された目的の一つであり、全ての社会復帰促進センターに共通する運営理念となっている。いずれの事業の提案書においても、地域との共生についての基本的な考え方が記載され、喜連川社会復帰促進センター運営事業の提案書類においては、「喜連川」地域独特の共生を様々な視点から展開していくとして、「地域の抱える課題を市と共有し、地域の一員としてその解決に積極的に取組、「地域になくてはならない関係」を構築します。」との提案がなされている。播磨社会復帰促進センター運営事業の提案書においては、「地域の「心意気」や「知恵」を随所に取り入れた、矯正施設運営の姿そのものを、地域と共に造り上げ、「播磨モデル」というべきものに発展させます。」との提案がなされている。

これら入札時の提案にあった考え方を深化させた取組を実施していくことで、地域との共生が更に進むものと考えられることから、民間事業者の今後の取組に期待したい。

イ 地域経済への波及効果

両センター運営事業による経済波及効果及び雇用創出についての数値等は、次のとおりである。

両センターの事業活動に伴う支出、所在地域に転入した国職員及び民間職員の支出、地元雇用、被収容者に対する給食に用いる食材の地元調達、被収容者の収容人員を含む人口増加による地方税の増加等によって、地域経済への波及効果があり、事業期間終了後の方向性については、少なからず、地域経済に影響があるものと考えられる。

(ア) シンクタンクによる調査結果

法務省矯正局では、本会議における検討に先立ち、アドバイザーである民間のシンクタンク（みずほ総合研究所株式会社）に、両センターの運営事業による地域（栃木県内及び兵庫県内）への経済効果について調査を依頼している。

本調査では、センターの運営等に伴う支出が別の関連産業の生産増加に波及している効果及びセンターの官民職員の支出やセンターへの来訪者（参観等）の支出、これに加え、地方交付税の増加などの算定が行われた（調査結果の詳細は、別添資料を参照）。

「経済波及効果」とは、「事業活動で行われる支出（サービス、財等の購入）が、関連産業の生産増加をもたらす効果」である。

本事業の場合、センターが新たに整備され、維持管理・運営が行われることによって、様々な支出（サービス・財等の購入）が行われており、関連産業の生産増加（生産誘発とそれに伴う雇用者の増加や税収の増加）をもたらしている効果がある。また、センターの従業者の支出やセンターへの来訪者の支出についても関連産業の生産増加をもたらしている効果がある。これらは、センターの支出による経済効果（直接的経済効果）として捉えられる。

また、本事業では、PFI事業を実施するために設置された特別目的会社（SPC）が、地元自治体に納税している。また、人口（従業者、センター被収容者）が増えたことにより、地方交付税措置の金額が増加している。これらの税金増加額についても、センターが所在することによる効果である。

その調査結果によると、喜連川社会復帰促進センター運営事業契約締結から9年間の事業活動に伴う支出による経済効果（2次間接波及効果まで含めた合計金額）は、生産誘発額の累計478億5,000万円（維持管理・運営期間中の単年度平均53億1,700万円）、雇用者増加数の累計6,542人（維持管理・運営期間中の単年度平均727人）であった。また、同じく事業契約締結以降の地方税の増加額の累計は、44億8,700万円（うち被収容者及び従業者増による地方交付税増加額は、18億1,200万円（単年度平均2億100万円））であった。

播磨社会復帰促進センター運営事業契約締結以降の事業活動に伴う支出による経済効果（2次間接波及効果まで含めた合計金額）は、生産誘発額の累計392億7,700万円（維持管理・運営期間中の単年度平均43億6,400万円）、雇用者増加数の累計3,317人（維持管理・運営期間中の単年度平均369人）であった。また、同じく事業契約締結以降の地方税の増加額は、15億2,200万円（うち被収容者及び従業者増による地方交付税増加額は、1億6,500万円（単年度平均1,800万円））であった。

なお、15年間の事業期間を通じた経済効果の推計値は、喜連川社会復帰促進センターについては、生産誘発額797億5,000万円、雇用者誘発数の累計10,903人、播磨社会復帰促進センターについては、生産誘発額654億6,200万円、雇用者増加数の累計5,528人と推計された。同じく地方税の増加額は、喜連川社会復帰促進センターについては、74億7,600万円（うち被収容者及び従業者増による地方交付税増加額は、30億2,000万円）、播磨社会復帰促進センターについては、25億3,500万円（うち被収容者及び従業者増による地方交付税増加額は、2億7,500万円）で

あった。

(イ) 食材の地元調達

両センターにおいては、受刑者に365日3食の食事を給与するため、食材をさくら市及び加古川市をはじめとする県内の業者から調達している。地元調達の割合は、喜連川社会復帰促進センターにおいては約87パーセント、播磨社会復帰促進センターは約60パーセントである。

国が運営する一般の刑事施設における被収容者1人1日当たりの食糧費の金額（平成28年度）は、535円であり、両センターにおける金額が同程度であると仮定して、1年間の地元調達金額を推計すると、喜連川社会復帰促進センターは、約2億4,000万円、播磨社会復帰促進センターは、約8,400万円であった。

なお、喜連川社会復帰促進センターにおいては、受刑者に給与するパンをセンター内で生産しているところ、その原材料として、栃木県でパン用に開発され生産に力を入れている小麦「ゆめかおり」を全量使用している（栃木県内の「ゆめかおり」の年間生産量の約1割に相当する量を購入している。）。

食材調達金額の推計

	1日平均収容人員 (平成28年)	1年間の食材調達金額 (推計)	地元 調達率	地元調達金額 (推計)
喜連川	1,414人	276,118,850円	約87%	240,223,400円
播磨	721人	140,793,275円	約60%	84,475,965円

(ウ) 雇用の創出等

両センター、黒羽刑務所及び加古川刑務所で勤務する民間職員の人数は、下表のとおりである。

両センターの運営に係るPFI事業では、民間事業者が、地元（栃木県及び兵庫県）から200人以上を雇用している。

喜連川・黒羽

(平成29年3月)

		喜連川	黒羽	合計
常勤職員	全体	177人	68人	245人
	うち県内	158人	35人	193人
非常勤職員	全体	32人	11人	43人
	うち県内	27人	11人	38人

※黒羽刑務所については、公共サービス改革法に基づく事業による雇用者を含む

播磨・加古川

(平成29年4月)

		播磨	加古川	合計
常勤職員	全体	133人	78人	211人
	うち県内	123人	71人	194人
非常勤職員	全体	2人	0人	2人
	うち県内	1人	0人	1人

※加古川刑務所については、公共サービス改革法に基づく事業による雇用者を含む

(エ) センターへの訪問者数

被収容者への面会、参観、視察等のため、多くの人々が両センターを訪問している。その人数は、下表のとおりである。

これらの人の多くは、地域の交通機関、宿泊施設及び飲食店を利用していると考えられ、これによる経済効果も見込まれる（「(ア) シンクタンクによる調査結果」を参照）。

参観・視察、面会の件数・人数

(平成28年度)

	種別	件数	人数
喜連川	参観・視察	95件	1,442人
	面会	4,646件	7,682人
播磨	参観・視察	73件	1,457人
	面会	3,536件	5,867人

(4) その他

ア 刑事収容施設法の趣旨を踏まえた取組の実施等

両センターは、刑事収容施設法の施行後に運営を開始した刑事施設であり、同法に規定された制限の緩和や優遇措置の積極的な運用が図られ、その趣旨を踏まえた各種の取組が実施されている。

受刑者の社会復帰には、家族の支えが重要であることから、良好な家族関係の維持を目的として、制限区分が2種以上の受刑者が2親等以内の親族と面会する場合には、受刑者と面会人とを隔てる遮へい板のない家族面会室で、職員の立会なく実施している。そこでは、備え付けの湯茶を自由に飲用でき、加えて、優遇区分が2類以上の受刑者については、センターの売店で購入した菓子等の嗜好品を面会人と一緒に飲食できる取組が行われている。喜連川社会復帰促進センターにおいては、昼の時間帯に、受刑者と面会人である家族とが、昼食を一緒に喫食できる取組を行っている（このような取組は、社会復帰促進センターのように、民間事業者が給食業務を実施している施設でなければ実現が難しいものであり、官民協働の好事例であるといえる。）。

また、電話等による通信の制度の積極的な運用が行われている（例えば、平成29年1月から10月までの間に、喜連川社会復帰促進センターにおいては、1、

063件実施されている。)ほか、施設外処遇の充実も検討されている。

一方で、国側が、何らかの新たな取組を実施しようとしても、そのために使用できる予算を持っていないことから、民間事業者の理解を得られなければ、速やかに又は十分な内容の取組の実施が困難な状況となる場合がある。この点については、次期事業において、何らかの工夫が必要であろう。

イ 再入率

平成27年に全国の刑事施設及び両センター出所した者の2年以内の再入率は、下表のとおりである。

施設によって、收容されている受刑者等の犯罪傾向、刑期、年齢、問題性等の属性が異なっており、両センターに收容される者は、「犯罪傾向の進んでいない者」との基準に加え、「刑事施設における受刑が初めてである。」、「集団生活に順応できる。」、「心身に著しい障害がない。」などの基準に該当する者であり、犯罪傾向の進んでいない者の中でも、比較的、教育効果の高い者であることが考えられる。

このため、両センターの数値と、一般の刑事施設の数値とを比較することは必ずしも適当ではないが、参考までに掲載するものである。

刑事施設出所者の2年以内再入率

全国 (出所者全体)	喜連川	播磨	入所度数1度 (初入者)
18.0%	6.9%	5.1%	7.7%

※ 2年以内再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目(翌年)の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

※ 「全国」、「喜連川」及び「播磨」は、平成27年に入所した者の数値、「入所度数1度」は、平成26年に入所した者の数値

3 評価のまとめ

両センターの運営に係るPFI事業の実施状況については、これまでに、刑事施設の運営に支障が生じるような事故は発生しておらず、10年間の運営で積み上げた経験と官民のパートナーシップの下、おおむね順調に施設運営がなされていること、民間の提案により、特徴的な職業訓練及び改善指導が実施されていること、また、両センターは、地元からの誘致により設置された施設ではないものの、地域との共生に資する取組を着実に進めようとしており、取り分け、地元調達及び地元雇用の面では、一定のボリュームがあることから、事業全体としては、社会復帰促進センターの運営理念である「官民協働による運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」が実現しているものと評価できる。

ただし、業務の実施状況を個別に見てみると、民間事業者の積極的な提案や官民職

員の創意工夫により、期待以上の取組がなされている業務がある一方で、中には、専門性が高く習熟に時間がかかるため苦慮している業務や、官民間の業務分担や費用負担の調整が円滑に進まず、スムーズに実施できていない業務も見受けられた。

現行事業終了後の方向性の検討に当たっては、これらの点に留意が必要であるものと考えられる。

第3 評価を踏まえた今後の方向性

両センターの運営に係るPFI事業の事業期間は、平成34年3月31日までであり、残りの事業期間は4年余りとなっている。

今後、法務省矯正局において、平成34年4月1日からの両センターの運営に係る枠組みを検討されることとなる。以下、その検討の指針となる方向性を述べることにする。

1 刑事施設に求められる役割の変化を踏まえた基本的な考え方

(1) 刑事施設を取り巻く状況の変化

両センターの運営を開始した平成19年当時、刑事施設は過剰収容の状態にあり、キャパシティとマンパワーの確保が喫緊の課題であった。このため、社会復帰促進センターの運営等に係るPFI事業では、民間事業者へ委託できる業務は、極力包括的に民間事業者へ委託することを基本として、実施方針が策定された。その後、運営開始から10年経過し、一部の女子刑事施設を除き、過剰収容の状態は解消されている。

この10年間における刑事施設を取り巻く状況の大きな変化としては、平成24年に、犯罪対策閣僚会議において決定された「再犯防止に向けた総合対策」において、刑務所出所者等のうち出所後2年以内に再入所する者の割合を10年間で20パーセント以上低下させるとの数値目標が掲げられたほか、平成26年には、再犯防止において重要な出所後の「仕事」と「居場所」の確保に向け、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」が、平成28年には、薬物依存者及び犯罪をした高齢者・障害者等が刑事司法関係機関のみならず社会においても継続した支援を受けられるようにするため、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」が決定されるなど、政府全体で再犯防止の取組の推進が図られてきた。このような中、再犯防止に係る社会的要請の高まりも踏まえ、平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が成立・施行され、各種施策の更なる充実が求められている。また、社会の高齢化と同様に、刑事施設においても被収容者の高齢化が進んでおり、日常生活を送る上で介助が必要な者や認知機能の低下が進んでいる者への対応が、刑事施設の運営上の負担となっている。加えて、東日本大震災の発生を一つの契機として、刑事施設は、災害発生時の避難場所や救援拠点としての活用が期待されている。

(2) 基本的な考え方

事業期間終了後の方向性を検討する上での基本的な考え方は、次のとおりとすべきである。

- ① 両センターの刑務所PFI事業については、総じて業務の効率的かつ効果的な遂行が実現されており、受刑者の改善更生にも有効であることから、引き続き民間委託を実施する。
- ② 現行事業において、「官民協働による運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」との理念が実践されていることを踏まえ、引き続き、これを基本方針とす

る。

- ③ 刑事施設の過剰収容状態が解消されていることから、民間に任せられる業務を包括的に民間に任せるのではなく、現行事業における各業務の実施状況を踏まえ、国が実施することが適当な業務と民間に任せることが適当な業務（質の向上又は効率化が期待できる業務）とを峻別する。また、各業務の性質ごとに、委託の方向性を検討する。
- ④ 再犯防止施策の充実、被収容者の高齢化及び大規模災害発生時の対応（災害発生時の避難場所や救援拠点としての活用等）など、両センターの運営を開始時（平成19年当時）には必ずしも大きな課題とはされていなかった諸課題に、いかに対応するかとの点で検討する。

2 次期事業の事業スキーム等

（1）公権力の行使に係る業務の委託根拠

前回会議の報告書でも述べたとおり、現行事業では、構造改革特別区域法の規定により、定められた区域内において、公権力の行使に係る一定の業務を民間委託することが可能であった。その後、全国の一般の刑事施設においても、公権力の行使に係る業務を委託することを可能とするため、公共サービス改革法に刑事収容施設法の特例規定が設けられ、構造改革特別区域法の該当規定が削除されているため、次期事業においても、引き続き、公権力の行使に係る業務を委託することとする場合には、公共サービス改革法を活用することとなる（公権力の行使に係る業務を委託しない場合には、PFI事業として実施することも可能である。）。

（2）委託の枠組み等

現行事業では、1つの刑事施設の幅広い業務をパッケージにし、包括的に民間事業者に委託しているが、第2期事業においても、同様の枠組みで委託するのか検討が必要となる。

各業務の性質について見てみると、例えば、職業訓練業務、教育業務及び分類業務については、収容対象の違いなどにより、施設ごとに特色のある取組の実施が期待される業務である。また、処遇調査結果に基づく改善指導の実施、就労支援と職業訓練の連携など、相互に連携した業務の実施が期待される業務であるといえる。

他方、総務業務については、施設ごとに実施する業務に差異がなく、複数の施設で同一のマニュアルにより業務を実施することで、効率化が図れる業務であるといえる。また、収容関連サービス業務のうち、給食業務及び衣類・寝具の提供業務は、複数の施設で実施することで、食材や衣類・寝具等の調達について、コストダウンや効率化が図れる業務であるといえる。

競争性の確保の観点からは、現行の公共サービス改革法を活用した民間委託事業のように、例えば、教育業務と分類業務のように両センターで互いに関連の高い業務ごとに事業を分割して入札を行うこととした方が、1社あるいは関連企業のみで入札に参加できるので、参入のハードルは低くなる。一方で、現行事業と同様、各社会復帰促進センターごとに包括的に委託することとすると、参入のハードルは高

くなるものの、民間事業者が一体として運営に当たることができるため、社会復帰促進センターとしてのアイデンティティの維持が期待できる。この点、事業を分割しなくても、委託業務の内容に係る詳細な情報開示や競争的対話の実施等の工夫を講じることにより、競争性の確保を図ることは可能と考えられる。また、包括的に委託することにより、民間事業者側で、委託業務の総括マネジメントが行われるため、各業務の補完や効率的な運営が可能となり、円滑な施設運営に資することが期待できる（包括的に委託する場合には、総括マネジメントが十分に機能する仕組み作りが必要である。）ことも踏まえて、検討すべきである。

なお、施設の実情や現行事業の実施状況を踏まえ、両センターで民間委託の範囲に差異を設けることもあり得るものと考えられる。

（３）収容対象

現行事業では、犯罪傾向の進んでいない（Ａ指標受刑者）、受刑のための刑事施設への入所が初めての集団生活に順応できる男子受刑者を収容対象としているところ、引き続き、受刑者と接触する可能性のある業務を委託対象とする場合には、参入業者の事業への参入リスクの観点から、Ａ指標の受刑者を対象とすることが適当である。ただし、公共サービス改革法に基づく事業では、「受刑のための刑事施設への入所が初めて」及び「集団生活に順応できる」との要件がないＡ指標受刑者を収容対象とする刑事施設（黒羽刑務所及び静岡刑務所）においても、民間事業者により、問題なく業務が実施されていることからすれば、このような要件を設けずに、広くＡ指標の受刑者を収容対象とすることも可能であろう。

なお、民間事業者には、職業的犯罪者や反社会的組織加入者を除けば、Ｂ指標（犯罪傾向が進んでいる）の受刑者であっても大きなリスクではないとの意見もあることから、Ｂ指標の受刑者のうち、特に改善更生の効果を期待できる受刑者を選抜して収容することを試行することも検討に値する。

（４）委託業務の範囲

ア 施設維持管理業務

事業評価において、建築物保守管理業務及び建築設備運転監視業務については、事業評価において、民間委託との親和性が高いと評価した業務である。一方で、修繕業務については、必ずしも、現行事業において円滑に業務が実施されているとは言い難い。また、次期事業開始時には、現行事業の開始から１５年が経過していることから、両センターの建築物は、劣化による機能低下が大きくなることが見込まれる。このため、入札段階での修繕に係るコスト算定が、第１期事業の入札時以上に困難であることが想定される。加えて、国が建設した建物であることから、効率的・効果的な業務の実施も、あまり期待できない。

これらの状況に鑑み、施設維持管理業務に、修繕業務は委託の対象に含めず、民間事業者が管理業務の中で発見した修繕を要すると考えられる箇所を、国の専門スタッフに連絡し、必要に応じて、国が修繕を実施することとすることが適当である。

イ 総務業務

現行事業においては、10年間の実績の積み上げにより、おおむね問題なく実施されているが、業務の実施に当たり複雑な根拠法令など専門的知識の習得が必要な業務も含まれており、総務業務の一部については、習熟に苦慮している状況も見受けられる。

このため、人事、名籍、旅費、共済及び国有財産管理等の業務のうち、刑事施設（行政機関）特有の専門性の高い業務は国が実施することとし、定型的に実施できる業務を中心に、民間委託することが適当である。

また、情報システム管理業務について、矯正総合情報通信ネットワークシステムに係る機器については、国が整備することが適当である。なお、受刑者の円滑な社会復帰のためには、家族等と良好な関係が維持されていることも重要である。そのための一方策として、美祢社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターのように、休日面会を実施することとするのであれば、ホームページの開設と合わせて、面会予約システムの整備・運用についても民間委託を検討すべきである。

備品・消耗品管理業務については、入札段階において、国が必要とする備品・消耗品の種類や量を予測することは困難であることから、国が調達することとし、その事務の支援及び管理業務を民間委託することが適当である。

ウ 収容関連サービス業務

収容関連サービス業務は、民間委託との親和性が高い業務であると考えられるが、特に、給食業務及び洗濯業務については、民間事業者のノウハウにより、高い衛生管理体制が構築されている。また、民間事業者による給食用食材の地元調達は、「地域との共生」を図る上で大きな役割を果たしている（地元調達額（推計）は、上記第2の2（3）イ（イ）のとおり。）。

一方で、給食業務のうち調理については、民間事業者の管理栄養士・調理師の指導の下、職業訓練又は経理作業として受刑者が実施している（洗濯についても、民間事業者の指導員から指導を受けながら、職業訓練又は経理作業として受刑者が実施している）ところ、全国の刑事施設において、経理作業に従事させる適格を有する受刑者の確保が難しくなっている現状にある。このような状況に鑑み、次期事業においては、給食業務（支所を含む）及び洗濯業務を全て民間委託することも検討すべきである（現行事業では、喜連川社会復帰促進センターにおいて、給食の調理を職業訓練（調理科）として実施しているところ、次期事業でも、調理科の職業訓練を実施する場合には、給食業務の調理とは切り離して実施することが適当である。）。こうすることにより、調理に従事する民間職員の地元雇用が期待でき、地域との共生に資するものとする。なお、食事の質は、受刑者に、改善更生に向けた前向きな受刑生活を送らせる上で重要であるところ、所定の予算内で可能な限り食事の質の向上を図ろうとする国と、食事の質を保ちつつ食材調達コストの圧縮を図ろうとする民間事業者とでは、考え方を異にする部分があ

るため、必要以上のコストカットにより食事の質が低下することがないよう、モニタリングの在り方に工夫が求められる。

また、清掃・環境整備業務と、その他収容関連サービスに含まれる理容及び職員食堂の運営については、引き続き、民間委託することが適当であると考えられる。購買業務については、引き続き、独立採算事業として委託業務に含めること、他の刑事施設と同様の指定業者によること、その両方のメリット・デメリットを踏まえて、検討する必要がある。

エ 警備業務

警備業務については、民間事業者において、特段、問題なく実施されており、特に、総合監視卓監視業務は、専門の警備会社のノウハウにより、質の高い業務が実施されている。一方で、民間の警備員には、法律上、権限に制約があり、受刑者の制止を行わなければならない状況が発生した場合でも、制止等の実力行使を行えないことから、現在よりも、収容対象を拡げる場合には、護送支援業務や運動・入浴等監視支援業務を委託対象とするのかについて、検討が必要である。

また、刑事施設の新たな役割として、大規模災害発生時の支援拠点としての活用が期待されるようになったが、避難所の運営や避難住民への非常食の供出など、有事への対応は、民間委託になじみづらいと考えられる。

加えて、他の刑事施設の所在地で大規模災害が発生した場合や、逃走事故をはじめとする保安事故が発生した場合には、緊急支援や警備応援のために刑務官等の国職員を派遣する必要があることから、刑事施設の適正な運営のためには、一定数の国職員の確保が必要不可欠であると考えられる。

このため、次期事業においては、政策的に国が実施すべき業務と民間委託することが適当な業務とを峻別して、民間委託を行うことを検討すべきである。

オ 作業業務（刑務作業，職業訓練）

作業業務のうち刑務作業の受注業務については、刑事施設特有の制約がありながらも、木工、金属加工、食品加工など、様々な業種の作業を受注できている。なお、地元企業からも多くの作業を受注しており、「地域との共生」に資するものとなっている。これに加えて、受注活動を行う中で、出所者の雇用に前向きな企業の開拓も行われている。

職業訓練業務について、現行事業では、全受刑者の平均で週5時間以上の職業訓練を実施することが要求水準とされ、原則、全ての受刑者に職業訓練の受講機会を提供しているところ、民間事業者のノウハウにより、多種多様な科目が提供されている。また、労働需要や出所者雇用を希望する企業のニーズを踏まえ、科目の見直しが行われている。

再犯防止施策の推進が喫緊の課題となっている中、職業訓練は、社会復帰促進センターの運営理念である「人材の再生」を実現するための具体的な方策であり、全受刑者に職業訓練の受講機会を提供するとのコンセプトは、次期事業においても継承すべきである。

このため、次期事業においても、民間の人的・物的資源やノウハウ、ネットワークを活用して、刑務作業及び職業訓練を実施することが適当である。

その上で、作業受注業務を通じて、出所者の雇用に関心のある企業から、出所後の就労に当たりセンター在所中に身に付けておくことが望まれる職業的スキルを聴取して、職業訓練の内容に反映させたり、出所者の雇用を希望する企業と連携して、当該業種での就労に役立つ職業訓練と刑務作業を実施し、受刑者の適性及び希望により、出所後に当該企業に就職できるような仕組みを作ることなども考えられる。

また、近年、刑事施設においては、様々な社会貢献作業が実施されているところ、受刑者にとっては、このような作業を通じて、自己肯定感を高め、社会の一員であることを自覚し、改善更生への動機付けとなるとも考えられることから、社会貢献につながる作業の導入を期待したい。

カ 教育業務

両センターにおいては、民間の専門スタッフにより、改善指導及び教科指導が実施されているところ、特別改善指導については、指導内容に民間の創意工夫が反映されているものの、国の標準プログラムに基づく必要があることから、民間のノウハウを発揮する余地が限られている。一方、各施設の裁量が比較的大きい一般改善指導については、民間の創意工夫・ノウハウによる多種多様なプログラムが提供されており、取り分け、特化ユニットを対象としたプログラムには特徴的なものが多い。

このような点を踏まえて改善指導を実施する観点から、その時々の犯罪情勢や矯正の課題を踏まえ、国が体系的な標準プログラムを策定し、その実施体制を全国的に構築して実施する特別改善指導については、国が主体となって実施し、それ以外の各種指導（一般改善指導や教科指導）については、民間の創意工夫が最大限に生かされるよう、民間が主体となって実施するなど、官民の役割を一定程度すみ分けることとし、対象者の選定や評価について、国の職員が十分に関与する方向で検討すべきである。

また、入所時に一般改善指導の受講の動機付けを行うため、また、出所後に役立つソーシャルスキルや社会福祉制度に関する基礎的知識を付与するため、刑執行開始時及び釈放前の指導の一部については、民間委託の対象とすべきである。

なお、専門スタッフが事務処理に追われて、十分に専門スキルを生かすことができないということにならないよう、例えば、専門スタッフとは別に、事務支援業務を実施する職員の配置を求めるなど、民間の専門スタッフが、そのスキルを生かし、業務に注力できるような環境の構築を求める必要がある。

キ 分類業務

分類業務のうち、処遇調査事務支援及び審査事務支援業務については、刑事施設特有の専門性が問われる業務であり、習熟に時間がかかる業務である。一方で、保護関係事務支援業務については、社会福祉士の専門スキルが必要となる業務で

あり、また、民間のネットワークを活用した就労支援の仕組み作りなど、更なる充実が期待できる業務である。

このため、業務の性質からすれば、保護関係の業務は民間委託の対象とし、処遇調査及び審査関係の業務は、国が実施することが適当であるとも考えられるが、播磨社会復帰促進センターの「社会復帰促進部」の取組を第1期事業の財産と捉え、第2期事業において、分類調査と処遇・指導などをシームレスに連携させる方策を取り入れる場合には、官民間の役割分担や情報共有の在り方を検討した上で、処遇調査及び審査関係の業務についても、民間委託の対象とすることも検討すべきである。

なお、教育業務と同様、民間の専門スタッフが、そのスキルを生かし、業務に注力できるような環境の構築を求める必要がある。

ク 医療業務

医療業務として、現行事業で民間委託の対象としている健康診断業務、外部医療機関との連絡調整・レセプト審査業務、医療設備の維持管理業務、医療関係事務、理学療法の実施支援業務については、専門性が求められ、民間委託との親和性が高い業務である。

このため、医療機器の整備を除き、引き続き、民間委託の対象とすることが適当である。

ケ 特化ユニット

社会の高齢化に伴い、刑事施設においても被収容者の高齢化が進んでいるところ、全国の刑事施設においては、日常生活を送る上で介助が必要な者や認知機能の低下が進んでいる者への対応が、施設運営上の負担となっている。

現行事業において、両センターには特化ユニットが設けられ、知的又は精神障害を有する受刑者、身体障害により養護的処遇を要する受刑者（高齢者を含む）を収容し、専門スタッフによる充実した指導を行ってきた実績がある。また、社会福祉士等の専門スタッフが配置されていて、出所後の福祉への橋渡しも行える環境にある。このように、高齢受刑者や障害を有する受刑者の介護的処遇や社会復帰支援には、専門スタッフの活用及び、地方自治体や地域の医療・福祉・就労・住宅支援関係機関・団体との連携が不可欠であり、民間のノウハウやネットワークの活用による効果的な介護的処遇や社会復帰支援が期待できる。

このため、次期事業では、特化ユニットを有する社会復帰促進センターの特徴を更に生かし、その機能を最大限活用すべく、高齢者や障害者への福祉的支援の実績のある民間機関・団体への委託を検討すべきである。

(5) 事業期間

公共サービス改革法に基づく事業の事業期間は、最長10年間である。

このため事業期間は、この範囲内で検討することとなるが、委託業務に施設の設計・整備は含まず運営のみの委託となること、社会状況や収容動向の変化に柔軟に

対応できることが望ましいこと、次期事業の開始時期に一定の設備投資が必要となることなどを考慮に入れる必要がある。

【参考】公共サービス改革法に基づく民間委託の対象施設及び事業期間

業務名	対象施設	事業期間
刑事施設の運營業務（総務・警備）	静岡刑務所，笠松刑務所	7年
刑事施設の運營業務（企画系・収容関連サービス業務）	黒羽刑務所，静岡刑務所，笠松刑務所	7年 (黒羽は5年)
刑事施設の総務業務	府中刑務所，立川拘置所	5年
刑事施設の被収容者に対する給食業務	大阪拘置所，加古川刑務所，高知刑務所	10年

(6) 委託費の支払い方法

前回会議の報告書でも述べたとおり、現行事業では、委託費の支払い方法にユニタリーペイメント（サービス提供の対価を包括的に支払う方法）を採用しているが、両センターの運營業務は、刑事施設の過剰収容状態が問題となっていた時期に計画された事業であり、収容定員の100パーセントが収容されることを前提に、委託費を支払う契約となっている。

現在は、刑事施設の過剰収容状態が解消しているところ、被収容者に対する給食に係る食材費については、平成24年度から、平均収容率が80パーセントを下回った場合には、合理的な範囲内で費用が減少したものとして、委託費から減額することとしている。

刑事施設の収容人員は、現在は減少傾向にあるが、今後、増加に転じる可能性も否定できないところであり、長期的な受刑者の収容動向の予想は困難であろうと考えられることから、第2期事業では、収容人員や業務の実績に応じた支払い方法を取り入れたり、例えば、収容定員の80パーセント程度の収容を前提に、委託費を支払うこととするなどの方法を検討すべきである。

(7) その他

ア 現行事業の課題への対応

現行事業においては、修繕業務の委託範囲についての官民間の見解の相違や、国が整備を要望する備品類の整備や新たな取組を実施しようとする場合の費用負担について、民間事業者の理解が得られない場合に、必ずしも円滑に実施できていない状況が見受けられた。

このため、第2期事業では、これらの点を踏まえて、柔軟に対応できるような契約及び委託内容にしておく必要がある。

例えば、修繕、備品類の整備及び新たな取組を実施する場合の費用は、委託費に含めず、国が負担することなどが考えられる。

イ 事業者へのインセンティブ

両センターにおいては、積極的に職業訓練科目や改善指導プログラムの見直しが行われているものの、前回会議でも指摘したとおり、現行事業は、民間事業者により、新たな取組の実施に向けたインセンティブが働きづらい事業契約となっている。

この点に対しては、事業契約に、事業期間が一定期間経過した時期に契約内容を見直す条項を設けておくことや、要求水準に、定期的に職業訓練科目や改善指導プログラムの見直す条項を盛り込むことが考えられる（なお、見直しの際には、社会情勢等を踏まえた国のニーズを反映できるような配慮も必要である。）。また、民間事業者がより積極的に業務を実施するためのインセンティブに係る仕組みとして、あらかじめ何らかの目標値を設定し、それを達成した場合には、事業契約の見直し時に当該業務を拡大する可能性を示しておくことなどが考えられる。

このほか、入札時に、協力企業等が協力雇用主として登録されている場合には、それを評価することなどを、積極的に再犯防止の取組を行うことへのインセンティブとすることも考えられる。

ウ 円滑な事業承継及び業務実施等

現行事業は、新設の刑事施設において、受刑者が収容されていない状況で運営開始に向けた準備を行い、業務を開始したが、第2期事業は、収容を継続しながら準備を行うこととなる。

第2期事業の入札の結果によって、新規事業者が受託する場合もあること、また、委託する業務内容の変更に伴い、官民の業務分担が変更となることから、第2期事業を円滑に開始できるよう、業務の引継ぎや業務開始に向けた準備に配慮する必要がある。

新規事業者が受託した場合であっても、受刑者を収容している以上、業務の疎漏は許されないことから、入札の際には、業務開始時から円滑に業務を実施するための方策についての提案を求めることなどの検討が必要である。

また、国・民間それぞれの専門スタッフのスキルを最大限生かし、円滑に業務を実施するためには、各スタッフが業務に注力できるような環境を構築した上で、セクショナリズムに陥ることのないよう、国の各部門・民間の各業務（各企業）の職員相互の連携、情報交換を密に行うことができる仕組み作りも求められる。

加えて、センター各部署で実施する研修や職務研究会等を通じて、委託業務の内容や範囲（民間事業者が実施すべき業務及び実施可能な業務が何か等）について、各職員が正しく理解できるようにしておく必要がある。

3 「社会復帰促進センター」としての意義等

第2期事業においても、両センターは、「社会復帰促進センター」との名称で運営が行われるものと考えられるが、センターで実施する矯正処遇は、「社会復帰促進センター」としての内実を備えたものとするべきである。

引き続き、運営理念として、「人材の再生」を掲げるからには、そのために行う

職業訓練及び改善指導は、第2期事業においても、現行事業と同様に、全受刑者を対象に、広く受講機会及び免許・資格の取得機会が与えられるようにすべきである。

また、民間事業者が、社会復帰促進センター運営事業への参入に当たり、ビジネスとして収益性を重視することは当然のことではあるが、受刑者の再犯防止に係る事業に参画することは、国民の安全で安心な暮らしに寄与することにほかならず、CSR（企業の社会的責任）活動としても意義のあることであるから、更に一步進めた再犯防止に係る取組や、地域社会の発展に寄与する様々な社会貢献の取組が行われることも期待したい。

例えば、地球温暖化対策や少ない資源の有効活用策として、入札の前に、地域の住民や広く国民一般から、社会復帰促進センターでどのような取組が実施できるのか意見を募り、その意見を踏まえて、入札時に、エコロジーやサステナビリティに関する提案を求めることも一案である。

地域になくってはならない施設と認知してもらえよう、地域との連携や地域の人材活用に関する提案を求めることなども考えられる。播磨社会復帰促進センターでは、近隣大学の学生をアルバイトとして雇用する取組を行っているが、これを更に拡げて、特化ユニットで福祉系大学の学生のボランティア活動を受け入れたり、両センターを地域の低年齢層に向けた法教育の場とすることなども考えられる。

このような形で「地域との共生」という運営理念を実現していくためには、広報活動の充実が欠かせないところ、広報支援業務の委託業務の内容をより具体的にし、また、長期的には所在地域にとどまらず社会一般に認知されるよう、充実したものとすることが考えられる。

4 まとめ

今後、本報告書で述べた提言を踏まえて、両センターの第2期事業の具体的な内容が検討されることになるが、その検討に当たっては、再犯防止施策の充実、被収容者の高齢化及び大規模災害発生時の対応など、刑事施設に求められる役割の変化に対応し、全国の刑事施設の先頭に立つ運営が行われることを期待したい。

また、これまでに培った運営ノウハウを元に、民間と国、それぞれが得意とする分野で力を発揮し、その相乗効果により、社会復帰促進センターとしての存在意義を十分に示すことができるような事業としていただきたい。

P F I 手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議 名簿

アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士 赤 羽 貴（座長代理）

ジャーナリスト 大 塚 敦 子

立正大学教授 上 瀬 由美子

中央大学教授 只 木 誠（座長）

株式会社アークミール執行役員 中 北 光

一橋大学教授 本 庄 武

※ 敬称略 五十音順

<アドバイザー>
みずほ総合研究所株式会社

職業訓練科目（喜連川社会復帰促進センター）

科目	定員	概要・労働需要等	取得可能な資格等
農業科	15	野菜・果物の栽培方法を学ぶほか、農作業全般に必要な幅広い知識を習得し資格取得を目指す。 土を使わずLED電球の明かりと水分で、作物を屋内で育てる水耕栽培を体験し、次世代農法を学ぶ。 フォークリフト訓練を行い、資格取得を目指す。	①日本農業技術検定3級 ②フォークリフト運転技能講習修了証
CAD技術科	15	パソコンの操作及びワープロ・表計算ソフトの基礎を学習する。 CADソフト（JWCAD）操作の技能を習得し資格取得を目指す。 木造・鉄筋コンクリート造の設計図、施工図や建築設備関係の図面を手書き作成する製図技法を身に付ける。	建築CAD検定3級
介護福祉科	15	介護職員に必要な知識と技能の習得し、修了証取得を目指す。	介護職員初任者研修課程修了証
ビルハウスクリーニング科	10	建築物の衛生維持・清掃に必要な知識と技能を習得し、技術向上のため施設内各所で清掃実習を行う。 危険物取扱者免状（乙種4類）の資格取得を目指す。	危険物取扱者免状乙種4類
フォークリフト運転科	5	フォークリフトの運転に必要な知識と技能を習得する。 社会の教習所と比べ、フォークリフトの乗車時間を長く確保し、徹底した安全意識と基本操作を身に付ける。	フォークリフト運転技能講習修了証
クリーニング科	40	クリーニング師に必要なリネンサプライ業の知識及び技能（アイロン技術）を学び、クリーニング師資格取得を目指す。	クリーニング師
調理科	80	炊場に就業し、調理師試験受験に必要な調理業務従事期間の経験を積む。 調理師試験合格を目指した学科授業に参加する。 調理実習において、味付けや加熱処理・包丁技術などを学び、調理技術を身に付ける。	調理師
情報処理技術科 （PC入門課程）	25	入所者全員を対象として、基本的なパソコン操作を約1週間学ばせる。 センターで実施している他の職業訓練へ自発的な参加を促す。	資格取得なし
情報処理技術科 （初級課程）	16	基本的なパソコンの操作方法に加え、マイクロソフトエクセルを中心に、ワード・パワーポイントの実務レベルの知識と技能を習得し表計算ソフトの資格取得を目指す。	3級表計算技士
情報処理技術科 （特化ユニット）	10	基礎的なパソコンの操作方法やアルファベットの理解、キーボード入力の仕方を学び、マイクロソフトエクセル・ワード・パワーポイントの機能に触れ、使い方の基本を学ぶ。	資格取得なし 特化ユニット対象
情報処理技術科 （チャレンジ課程）	5	マイクロソフトエクセルを集中的に学び、実務レベルに応じた知識及び技能を習得し、3級表計算技士の資格取得を目指す。	3級表計算技士 特化ユニット対象

キャリアデザイン科 (ビジネス課程)	16	他者との交流の中から、コミュニケーション能力の向上を目指す。 明確な将来設計をすることの重要性を考え、その手法を学ぶ。 これまでの自分自身を見つめ直し、自分を変化させる方法を学ぶ。	資格取得なし
キャリアデザイン科 (応用課程)	8	対人能力・問題解決能力を高め、相手の話を傾聴する・他者から合意を得るといった、これまでのコミュニケーションスキルを実践的に身につける。 協力企業の社長等を招き、社会人講話を行う。	資格取得なし
窯業科	12	土をこねる、形を整える、色を付ける、窯で焼くなど、焼き物を作成する一連の工程を実践し、陶芸製作の知識や技能を学ぶ。 手動ろくろ、電動ろくろを使うことで、精度の高い作品に挑戦し集中力を身につける。	資格取得なし 特化ユニット対象
職業能力開発科	10	将来の就労について具体的計画を個々に立て、在所中に就職先を見つけることを目標とし、就労や仕事に対する心構えや意識を改善させる。 基礎的なパソコンの操作の学習に加え、映像コンテンツを使って仕事全般を学ばせ、出所時まで就労意欲を持続させるため、定期的に面談を行う。	小型移動式クレーン運転技能講習修了証 玉掛け技能講習修了証

職業訓練科目（播磨社会復帰促進センター）

科目	定員	内容・労働需要等	取得可能な資格等
共通基礎コース	—	社会復帰に必要な基礎教養，ビジネスマナー，パソコンの基本操作スキル等を付与する。	入所時必修科目。職業人としての基本スキルの習得。
情報処理技術科 （PC基礎課程）	30	幅広い職種で求められるパソコンの基本技能を付与し，その能力の証明となる関連資格を取得させる。	①日商PC検定Basic文書作成（公的資格） ②Excel表計算処理技能試験3級
情報処理技術科 （PC応用課程）	30	PC基礎課程からのステップアップ種目として，より高度なデータベースソフト活用スキル，情報処理技術の知識を付与し，PC系国家資格を取得させることで，IT力の高い人材として，幅広い職種への就労の可能性を高める。	①Accessビジネスデータベース技能認定試験3級 ②情報処理技術者試験ITパスポート（国家資格）
情報処理技術科 （スマートフォンアプリ開発課程）	10	スマートフォンの普及に伴い，雇用ニーズが高まっているスマートフォンアプリ開発技術者を養成する。また，Web制作技術も付与することで，今なお需要が高いWebデザイナー職への就労や，他業種であっても企業のホームページ管理担当者として，就労の可能性を高める。	JAVAプログラミング能力認定試験 3級
販売サービス科	60	雇用需要が高い，流通，販売，サービス業等への就労に有用なコミュニケーション能力，販売管理知識等を付与し，その能力の証明となる関連資格を取得させる。	①2級リテールマーケティング（販売士）検定（公的資格） ②サービス接客検定2級
エックス線作業主任者養成科	60	探傷検査，非破壊検査等，エックス線を利用する事業所等で選任が義務付けられている，エックス線作業主任者になるための必須資格を取得させ，同業への就労に資する。	エックス線作業主任者（国家資格） ※出所後に免許申請
ビル設備管理科 （短期課程）	60	ボイラーの取り扱い等に関する知識を付与し，ボイラー資格を取得させることで，ビル管理会社，ホテル，温泉施設，工場などボイラー設備がある事業所等への就労に資する。	2級ボイラー技士（国家資格） ※出所後に免許申請
サービスマネージャー育成科	60	ホテル実務技能に関する基本知識からマネジメントまで，必要とされる技能を付与し，関連資格を取得させることで，宿泊業，飲食業等への就労に資する。	ホテル実務技能認定試験 上級
窯業科	48	陶芸製作を通して，陶芸技能を付与するとともに，健康な心身を培い，知的，精神障害を有する者の心情安定を図る。	特化ユニット対象
農業科 （園芸課程）	12	草花の栽培を通して，園芸技能を付与するとともに，グループワーク等により，コミュニケーション能力，協調性などの社会交流技能をかん養する。	特化ユニット対象
農業科 （農業課程）	70	農作業を通して，農業技能を付与するとともに，グループワーク等により，コミュニケーション能力，協調性などの社会交流技能をかん養する。	特化ユニット対象
皮革工芸技能習得科	60	皮革工芸を通じ，「ものづくり」に関する製作技術と安全や品質管理に関する知識を付与する。	皮革製品の製作技術の習得

介護福祉科	40	近年、有効求人倍率が非常に高い介護職への就労を目的とし、高齢者や障害者等に対する介護の基本知識及び技術を付与し、同職への就労に有用な介護資格を取得させる。	介護職員初任者研修（公的資格）
クリーニング科	4	クリーニング業法により、クリーニング所ごとに資格所持者の設置が義務付けられている、クリーニング師を養成する。また、しみ抜き機を用いたしみ抜き技術も付与することで、技能の幅を広げ、独立開業やクリーニング業界への就労に資する。	クリーニング師（国家資格） ※出所後に免許申請
建設機械科 （総合建設課程）	10	建設業に就労する際に推奨され、かつ汎用性が高い労働安全衛生法に基づく6種の技能及び資格を付与する。	①特定粉じん作業 ②低圧電気取扱 ③研削といし取替試運転作業 ④足場の組立等 ⑤高所作業車運転 ⑥小型車両系建設機械運転 ※各 特別教育修了証
建設機械科 （玉掛け課程）	10	建設業などを中心に、幅広い職種への就労に有用な玉掛け作業の技能及び資格を付与する。	玉掛け技能講習修了証 （国家資格）
建設機械科 （クレーン課程）	10	建設業などを中心に、幅広い職種への就労に有用な小型移動式クレーン運転の技能及び資格を付与する。	小型移動式クレーン運転技能講習修了証 （国家資格）
フォークリフト運転科	10	建設業、物流業、製造業等、幅広い業種で求められるフォークリフト運転に必要な技能及び資格を付与する。	フォークリフト運転技能講習修了証 （国家資格）
ビルハウスクリーニング科	10	人手不足が続いているビル清掃業への就労に有用な、ビルクリーニングの知識及び技能を付与し、関連資格を取得させる。	①ビルクリーニング技能士3級 （国家資格） ②危険物取扱者乙種4類 （国家資格）

喜連川社会復帰促進センター（特別改善指導）

プログラム	定員	備考
薬物依存離脱指導（本科）	15人以内	・DARCと連携して実施
薬物依存離脱指導（個別学習用ワークブック）	R 1 指標が付され，集団指導に参加できない者	
性犯罪再犯防止指導（メンテナンス標準プログラム）	本科（標準プログラム）修了者	特化ユニット対象（個別）
性犯罪再犯防止指導（メンテナンス標準プログラム）	本科（調整プログラム）修了者	特化ユニット対象（個別）
被害者の視点を取り入れた教育（本科）	8人程度	
被害者の視点を取り入れた教育（個別）	R 4 指標が付され，集団指導に参加できない者	
交通安全指導（本科）	10人程度	
交通安全指導（個別学習用ワークブック）	R 4 及びR 5 の指標が付され，かつ被害者の視点を取り入れた教育を受講し，一定の成果が認められた者又はR 5 の指標が付され，集団指導不適応等の者	
就労支援指導（本科）	最大20人	
就労支援指導（個別学習用ワークブック）	職業訓練修了者（キャリアデザイン科）又は残刑期等の理由で集団指導に参加できない職業訓練修了者	

特別改善指導（播磨社会復帰促進センター）

プログラム	定員	備考
薬物依存離脱指導	10人	
被害者の視点を取り入れた教育（一般編）	5～8人	被害者の視点を取り入れた教育対象者数は、一般編・親族編・交通編と区別していないため、各年について同数としている。
被害者の視点を取り入れた教育（親族編）	3～8人	
被害者の視点を取り入れた教育（交通編）	5人	
交通安全指導	8～10人	
就労支援指導	8人	

一般改善指導（喜連川社会復帰促進センター）

プログラム	定員	概要（内容・目的等）	備考
実社会適応プログラム	刑執行開始時指導及び釈放前指導の対象者を除く全受刑者	歪んだ認知や価値観の変容を促し、社会適応力を付与する指導（被害者感情理解指導、行動適正化指導、自己啓発指導、自己改善目標達成指導、社会復帰支援指導、対人関係円滑化指導の内容を含む）。	
行動的適性化指導 こころのトレーニング	刑執行開始時指導及び釈放前指導の対象者を除く全受刑者	犯罪に至った自己の思考のパターンを知り、怒りなどの感情のコントロールや適切な行動の仕方を考えさせる指導。居室で自学自習で全6単元のカリキュラムに取り組ませる。	
行動適性化指導 行動適性化プログラム (反犯罪性思考プログラム)	15人以内	認知の歪みが著しいと認められる粗暴犯等の者に対し、犯罪に至った自己の思考パターンを理解させ、怒りなどの感情のコントロールや適切な行動を選択できる力を身に付けさせる。	
行動適性化指導 生活上スキルプログラム (窃盗防止指導)	12人	生活環境に問題があり、感情及び対人関係に関する対処スキルの低さが認められる窃盗事犯等の者に対して実施する。 ① 生活上の知識（健康管理、金銭管理の方法など）を付与し、健全な生活を送るための力を身に付けさせる。 ② 精神的な自立を促し、感情コントロールについて理解を深めさせる。 ③ コミュニケーションスキルを身に付け、健全な人間関係を築けるようにさせる。	
行動適性化指導 セルフサポートプログラム (生活上版ワークブック)	R C 構想に基づく工場 就業者等	原則として生活環境に問題があり、感情及び対人関係に関する対処スキルの低さが認められる者を実施する。 1 生活上の知識（健康管理、金銭管理の方法など）を付与し、健全な生活を送るための力を身に付けさせる。 2 精神的な自立を促し、感情コントロールについて理解を深めさせる。 3 コミュニケーションスキルを身に付け、健全な人間関係を築けるようにさせる。 グループセッションを取り入れ、受講者の自主性を尊重する働き掛けを通じ、自己肯定感等の指導効果を付与する。	
アルコール依存回復プログラム	10人	飲酒の問題が本件や本人の心身の健康に影響を与えていると認められる者及び本プログラムの受講により、規則正しい生活習慣及び健全なものの見方や考え方が身に付くことが期待されるとともに、心身の健康の増進に効果的であると認められる者に対して実施する。 自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。	
特化ユニットプログラム 身体運動活動プログラム (工場編)	特化ユニット 全受刑者	特化ユニット対象者に対し、自己の身体能力を認識させ、継続することの意義等を理解させた上で運動を行わせ、体力等の維持及び向上を図る。	
特化ユニットプログラム 身体運動活動プログラム (居室編)	特化ユニット 全受刑者	特化ユニット対象者に対し、自己の身体能力を認識させ、継続することの意義等を理解させた上で運動を行わせ、体力等の維持及び向上を図る。	
特化ユニットプログラム リハビリスポーツプログラム	10人程度	特化ユニット受刑者の中から選定した、身体障害又は身体機能の低下等が認められる者に対して実施する。 ①障害者及び高齢者向けのスポーツ種目を実施することで身体機能低下を防止する。 ②スポーツ活動を通じて、出所後の社会活動に積極的に参加できるようにする。 ③グループ活動におけるコミュニケーション能力、協調性を向上し、ルールに基づく行動ができるようにする。 ④生活習慣病、社会保障制度及び社会資源の活用方法等の情報を共有させる。	

特化ユニットプログラム フラワーセラピープログラム	10人	特化ユニット受刑者の中から選定した、情緒的な問題又は認知機能の低下等により不適応行動が認められる者に対して実施する。 花のアレンジメントを中心に、自己回復と自信創出、他者交流の活発化、精神作用・リラクセス及び社会復帰意欲の動機形成を促す。	
特化ユニットプログラム 脳トレーニングプログラム	12人	特化ユニット受刑者の中から選定した、加齢により認知機能が低下するおそれがある者(認知症者を除く)に対して実施する。 ①行動や感情の制御、コントロールといった、特に制御系の機能を持つ「前頭前野」を簡単な読み書き計算を中心とした脳トレーニングで活性化させ、前頭前野機能の向上を目指す。 ②健康や生活に関する相談に応じ、社会保障制度をはじめとした社会資源の活用方法等の情報を共有させる。	
特化ユニットプログラム ものづくりプログラム	10人	特化ユニット受刑者の中から選定した、知的障害等により自己表現に課題を有する者に対して実施する。 創作活動及びグループミーティングを通じて自己表現力を養うとともに、病気や障害の理解を促すことで、それらと向き合いながら健全な社会生活を送れるようにする。	
特化ユニットプログラム ふれあいプログラム	12人程度	特化ユニット受刑者の中から選定した、精神障害等を有し、自助意識の必要性が認められる者に対して実施する。 ①自己の持つ障害及び症状について理解させた上で、コミュニケーション活動を通じて、自助意識の向上を目指す。 ②社会保障制度及び社会資源の活用方法等の情報を共有させる。	
特化ユニットプログラム いきいきプログラム	8人程度	初期認知症又は精神障害等により心身機能が低下している者に対して実施する。 ①回想法及び各種活動(歌唱、障害者スポーツ競技による身体活動、創作活動、レクリエーション等)を実施することで心身機能の改善を図る。 ②社会保障制度及び社会資源の活用方法等の情報を共有させる。	
社会復帰支援指導	翌月満期釈放となる者	満期釈放前指導の事前指導を通じて、社会復帰の心構えを高めさせる指導。	
体育	刑執行開始時指導及び釈放前指導の対象者を除く全受刑者	体力づくり、健康維持のための指導	運動会を年1回実施。 平成19年度及び25年度は中止。
行事	刑執行開始時指導及び釈放前指導の対象者を除く全受刑者	体育的、儀式的、文化的、学術的行事	演奏会、音楽会及び総集講話等を実施。

一般改善指導（播磨社会復帰促進センター）

プログラム	定員	概要（内容・目的等）	備考
飲酒問題指導	8人	自らの飲酒問題についての自覚を促し、これを克服していく方法を理解させ、主体的に取り組んでいくための素地を作り、また、出所後に飲酒問題が再燃した場合に、適切な対応ができるように対処能力を養わせることを目標とする。	
飲酒問題指導 メンテナンスプログラム	8～10人	飲酒問題指導の受講を通して抱いた、問題飲酒に対する問題意識を持続させ、アルコール依存からの回復の為に、出所後も断酒に取り組む決意を固めさせることを目標とする。	
パートナーシップ指導	5人	力（支配）関係、依存関係に偏らないパートナーとの関係の築き方を学ぶことを目標とする。特に、パートナーに対する暴力と、暴力が与える影響に気づき、怒りの感情をコントロールすること、及び自分自身の考え方や物事の捉え方の特徴に気づき、また、人は様々な考え方や捉え方をすることを知って、自他を尊重し、他者への共感をもって対等で協調的な関係を築くことを学ばせる。	
性的問題指導 A・B	6～8人	A：①自分の性加害や性嗜好に向き合い、自分の性加害の背景にある体験に目を向けて、なぜ自分が性加害をしたのかを考えさせる。②自分の性加害行動のサイクルを考え、そのサイクルを抜け出す方法について検討させる。③性加害が被害者にどのような影響を与えるかを学び、自分の性加害の被害者への影響について考えさせる。④女性との健全なパートナーシップについて考えさせる。 B：①性犯罪が嗜癖化するメカニズムを理解させるとともに、その背後にある性的嗜好の偏りに目を向けさせる。②嗜癖化した性的問題行動から離脱する方法について具体的に考えさせ、練習させる。③性的問題行動が女性に与える影響について理解させる。	A：粗暴系。B：嗜癖系
再犯防止のための内省指導	8人	犯罪行為に至るまでの自分を振り返り、犯罪行為を導いた状況・出来事一考え方一感情一行動の連鎖を分析し、その連鎖を断つための対処法を学ぶ。また、犯罪行為の及ぼす影響や社会的責任について考え、再犯しない決意を固めさせる。	暴力的財産犯 非暴力的財産犯 知能的財産犯 暴力犯 その他 計 11グループ
社会適応スキル指導 A・B	8人	生活面で生じる自分の感情や認知の特徴に気づかせ、それが行動に影響を及ぼしていること、他者や社会との関係を良好に保つためには適切な自己表現が大切であることを理解させるとともに、自己表現を妨げている要因を考えさせ、適切な自己表現や問題解決の仕方を身に付けさせる。	自己表現能力が不十分で現実対処能力が乏しい者（A：社会生活の中でストレスや怒りを適切に発散できないことが犯罪に結びついている者。B：Aに該当する者のうち、知的制約等から抽象的思考操作になじみにくいと思われる者）
ギャンブル問題指導	8人	ギャンブルへのたんできが生活の安定を脅かし、犯罪へと導くことになっていることを認識し、ギャンブルへの衝動の対処法を学ばせるとともに、ギャンブルからの脱却への意志を根付かせる。	
父親教育	8人	①自分の家族とのかかわりにおける気持ちや、父親である自分の姿を再度見つめることで、自分が父親として何が出来るかに気づかせる。②父親として子どもの成長・発達を見守る責任があることを意識させる。③自分の体験を振り返り、その事実の意味を知り、新しい価値観や知識を得て、父親としての生き方の様々な選択肢を持たせる。	

R & R	8人	向社会的な能力（社会適応）に必要とされ、かつ、反社会的行動の抑制につながるスキルと価値観を習得させる。	Reasoning（推論）と Rehabilitation（更生）
クラウニング講座	7～10人	①グルーピングや役割分担の中で、互いの個性を認め合う体験をし、どんな人も人として大切な存在であることを実感させる。②心からの豊かな笑いを体験し、素直な感情の表出とともに思いやりのもてる人間関係を体験させる。③マイナス面もプラス面に捉える体験をさせ、自信につなげさせる。	特化ユニット対象
S S T 日常会話技能編	7～10人	①適切で効果的な言語的及び非言語的コミュニケーション技能を習得させる。②ロールプレイを用いた演習を通して、実生活への応用力を高めさせる。	特化ユニット対象
S S T 就労技能編	7～10人	①就労への明確な意識と動機を高めさせる。②就労面接での受け答え、対応の仕方を学ばせる。③職場における対人関係の取り方を学ばせる。④家族・関係者との関係の取り方を学ばせる。	特化ユニット対象
思考スキルトレーニング	8人	犯罪行為の背景にある向社会的な問題解決を行うための思考スキルの欠損を自覚させ、受講を通じて向社会的問題解決スキルを体得させる。	特化ユニット対象
包括的作業療法 （認知作業トレーニング）	5人	①ボディイメージや身体バランス、身体的注意力を高めさせる。②瞬発力や協調運動力、手指の器用さを高めさせる。③身体部位の働きと使い方を理解させ、観察力を養わせる。	特化ユニット対象
包括的作業療法 （社会資源活用プログラム）	5人	①出所後の生活を考えさせ、各種制度・サービス利用の必要性について認識させる。②必要な制度・サービスに関する知識を習得させ、受講者自らが求めることができるようになるための方法について学ぶ。	特化ユニット対象

社会復帰促進センターの
地域への経済効果に関する調査

報告書

平成 29 年 10 月

みずほ総合研究所株式会社

目次

第1章 調査の概要	1
1. PFI手法による運営に特化した刑務所の基本理念等	1
2. 調査の目的	1
3. 調査の対象効果	1
4. 調査方法	2
第2章 社会復帰促進センターの概要	4
1. PFI事業の概要	4
第3章 経済効果の算定	6
(喜連川社会復帰促進センターの栃木県への経済効果)	6
1. 前提条件	6
2. 算定する経済波及効果	6
3. 喜連川センターの支出による経済効果	6
4. 喜連川センターによる地方税額(単位:百万円)	8
5. 総合計(単位:百万円)	9
6. 黒羽刑務所の公共サービス改革法の部分の支出による経済効果	10
第4章 経済効果の算定	11
(播磨社会復帰促進センターの兵庫県への経済効果)	11
1. 前提条件	11
2. 算定する経済波及効果	11
3. 播磨センターの支出による経済効果	11
3. 播磨センターによる地方税額(単位:百万円)	13
4. 総合計(単位:百万円)	14
5. 加古川刑務所の公共サービス改革法の部分の支出による経済効果	15
第5章 国税等の増加額(参考)	16
1. 法人税	16
2. 消費税(国税)	16
第6章 その他の効果(参考)	18
参考 PFIの事業全体での経済効果	20
まとめ	22

第1章 調査の概要

1. PFI手法による運営に特化した刑務所の基本理念等

法務省では、PFI手法¹により、平成17年の美祢社会復帰促進センター整備・運営事業、平成18年の島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業に続いて、平成19年には、喜連川社会復帰促進センター等運営事業、播磨社会復帰促進センター等運営事業の2つの運営に特化した刑務所PFI事業を事業化した。

この運営に特化した2つの社会復帰促進センターも、美祢社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターと同様に、官民協働による運営を実現させ、「国民に理解され、支えられる刑務所」を基本理念として、刑務所の運営に地域の人材や資源を積極的に活用するなど地域との共生による運営が図られており、地域経済の振興と発展に資することが期待され事業化された。

2. 調査の目的

本調査は、PFI事業で事業化された喜連川社会復帰促進センター等運営事業、播磨社会復帰促進センター等運営事業（以下まとめて「本事業」という。）について、事業化以降、近隣地域に及ぼしてきた経済効果・納税額を算出することによって、社会復帰促進センターの地域への貢献度及び施設の必要性を経済活動の面から評価することを目的とする。

3. 調査の対象効果

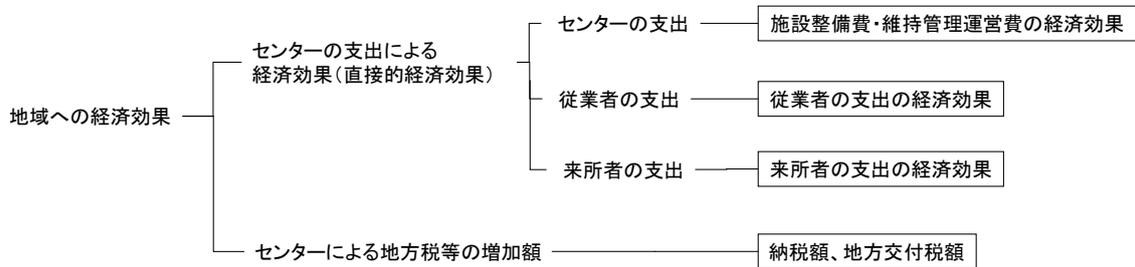
経済効果とは、「事業活動で行われる支出（サービス・財等の購入）が、関連産業の生産増加等をもたらす効果」である。

本事業の場合、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター（以下まとめて「社会復帰促進センター」もしくは「本センター」という。）が新たに整備され、維持管理・運営が行われることによって、様々な支出（サービス・財等の購入）が行われており、関連産業の生産増加等（生産誘発とそれに伴う雇用者の増加や税収の増加）をもたらしている効果がある。さらに、センターの従業員の支出やセンターへの来所者の支出についても関連産業の生産増加等をもたらしている効果がある。これらはセンターの支出による経済効果（直接的経済効果）として捉えられる。

また、本事業では、本事業のみの実施を目的とした特別目的会社（以下「SPC」という。）が新たに設立され地方税等を納税している。また、従業員が増えたことによって地域では地方交付税の額も増加していると考えられる。これら地方税や地方交付税（以下「地方税等」という。）の増加額についても、地域への経済効果であることから、支出による経済効果（直接的経済効果）とは別に、地方税等の増加額として捉えることとする。

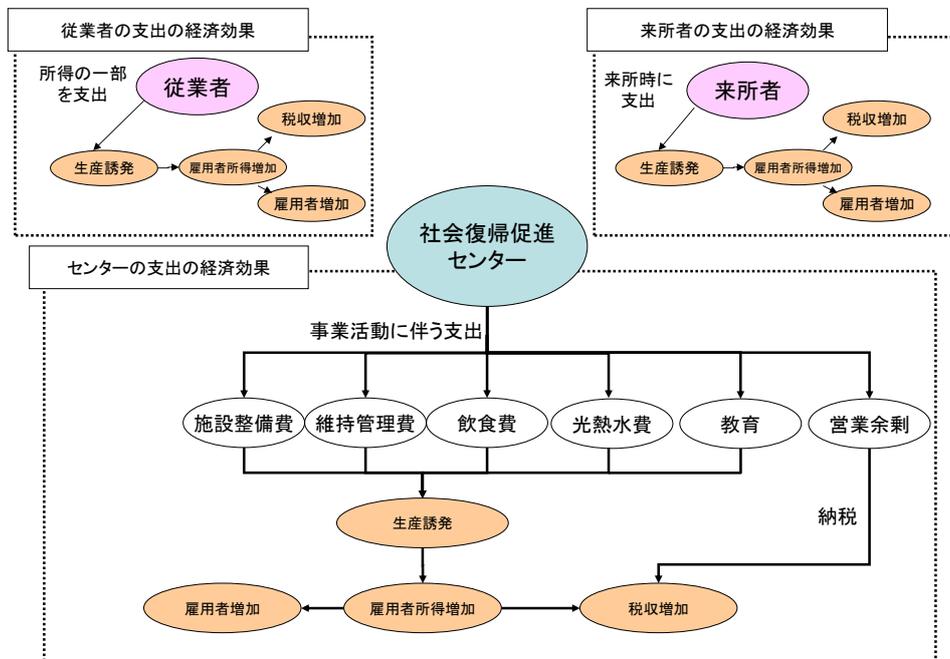
¹ PFIとは公共事業を民間の資金やノウハウを活用して実施する方法。

■調査の対象効果



参考:センターによる国税等の増加額

■調査の対象効果 (イメージ)



- 生産誘発とは、支出によってもたらされた生産の増加額。
- 雇用者所得増加は、生産の増加に伴う雇用者の所得の増加。
- 雇用者増加は、生産の増加に伴い増加した雇用者数。
- 税金増加は、生産の増加に伴い増加した税金額。

4. 調査方法

喜連川社会復帰促進センターの直接的経済効果は栃木県の産業連関表（37部門）に基づいて栃木県に対する効果を、播磨社会復帰促進センターの直接的経済効果は兵庫県産業連関表（39部門）に基づいて兵庫県に対する効果を算定する。

なお、センターによる地方税の増加額は、SPCの決算書に基づいて算定する。

■産業連関表について

地域経済を構成する各産業は、域内・域外の産業と相互に結び付き合いながら、財・サービスを生産している。産業連関表とは、こうした産業間の相互関係を産業×産業のマトリックス形式で表し、各産業部門において1年間に行われた財・サービスの生産及び販売の実態を記録したものである。

産業連関表から、産業構造や産業部門間の相互依存関係など経済の構造を全体的に把握・分析することができるため、財政支出の波及効果の測定、公共投資の経済効果の測定等に用いられている。

なお、直接的経済効果は、次のとおり、直接効果、第1次間接効果、第2次間接効果を算定する。

■直接的経済効果の算定対象

直接効果とは、支出によってもたらされた生産の増加とそれによる効果である。

第1次間接効果とは、直接効果によって生産が増加した産業において、生産のために新たに支出（サービス・財等の購入）が行われ、さらにもたらされた生産の増加等の効果である。

第2次間接効果とは、直接効果と第1次間接効果によって発生した雇用者所得等によって生産が増加した産業において、生産のために新たに支出（サービス・財等の購入）が行われ、さらにもたらされた生産の増加等の効果である。

第2章 社会復帰促進センターの概要

1. PFI 事業の概要

それぞれの社会復帰促進センター及びPFI事業の概要及びは以下のとおり。なお、いずれのPFI事業ともに、新たに整備されたセンターの業務と併せて、近隣の既存の刑務所の一部の業務が実施されている。

■社会復帰促進センター及びPFI事業の概要

事業名	喜連川社会復帰促進センター運営事業	播磨社会復帰促進センター運営事業
所在地	栃木県さくら市喜連川 5547 番地 (喜連川社会復帰促進センター)  栃木県大田原市寒井 1466 番地 2 号 (黒羽刑務所)	兵庫県加古川市八幡町宗佐 544 番地 (播磨社会復帰促進センター)  兵庫県加古川市加古川町大野 1530 番地 (加古川刑務所)
敷地面積	約 : 425,891 m ² (喜連川)	約 126,000 m ² (播磨)
収容定員	2,000 人 (喜連川)	1,000 人 (播磨)
写真	  (出典 : 喜連川社会復帰促進センター)	  (出典 : 播磨社会復帰促進センター)
事業契約日	平成 19 年 6 月 5 日	平成 19 年 5 月 31 日
刑事施設供用開始	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 10 月 1 日
事業期間終了	平成 34 年 3 月 31 日	平成 34 年 3 月 31 日
民間事業者の業務 (維持管理運営)	≪喜連川社会復帰促進センター≫ 施設維持管理業務, 総務業務, 収容関連サービス業務, 警備業務, 作業業務, 教育業務, 医療業務, 分類事務支援業務	≪播磨社会復帰促進センター≫ 施設維持管理業務, 総務業務, 収容関連サービス業務, 警備業務, 作業業務, 教育業務, 医療業務, 分類事務支援業務

事業名	喜連川社会復帰促進センター運営事業	播磨社会復帰促進センター運営事業
	《黒羽刑務所》 総務業務，収容関連サービス業務，警備業務，作業業務，教育業務，医療業務，分類事務支援業務	《加古川刑務所》 総務業務，収容関連サービス業務，警備業務，作業業務，教育業務，医療業務，分類事務支援業務
落札時の入札価格	約 369 億円	約 235 億円
特別目的会社	社会復帰サポート喜連川(株)	播磨ソーシャルサポート(株)

なお，上記の両センターの近隣の刑務所では，PFI 事業とは別に，公共サービス改革法に基づいて，以下の業務が民間事業者委託されている。

所在地	栃木県大田原市寒井 1466 番地 2 号 (黒羽刑務所)	兵庫県加古川市加古川町大野 1530 番地 (加古川刑務所)
運営開始	平成 22 年 5 月	平成 28 年 3 月
民間事業者の業務 (維持管理運営)	《黒羽刑務所【公サ法事業】》 【第 1 期事業】 作業業務，職業訓練業務，教育業務及び分類業務 【第 2 期事業】 作業業務，職業訓練業務，教育業務，分類業務及び収容関連サービス業務	《加古川刑務所【公サ法事業】》 被収容者に対する給食業務
受託者	【第 1 期事業】 三井物産グループ 【第 2 期事業】 小学館集英社プロダクショングループ	エームサービス(株)

第3章 経済効果の算定

(喜連川社会復帰促進センターの栃木県への経済効果)

1. 前提条件

喜連川社会復帰促進センター（以下「喜連川センター」という。）の経済効果を算定する際に設定した前提条件は以下のとおり。

■前提条件

項目	前提条件	備考（根拠等）
維持管理運営費/年	約 22 億円/年	決算書より算定
従業者数	約 450 人/年	雇用者数（公共，民間）
視察・参観・面会者	30,920 人	供用開始以降の累計
収容人員	約 1,420 人/年	収容人員

2. 算定する経済波及効果

本調査で算定する経済効果は以下のとおり。

■経済波及効果の算定対象

項目	経済波及効果	備考（根拠等）
維持管理運営費/年	維持管理運営費の経済波及効果	決算書より算定
従業者数	従業者の支出の経済波及効果	雇用者数（公共，民間）より算定
視察・参観・面会者	来所者の支出の経済波及効果	来所者数より算定

3. 喜連川センターの支出による経済効果

なお、喜連川社会復帰促進センター運営事業には黒羽刑務所の業務が含まれているため、以下の経済効果には黒羽刑務所の PFI 事業の部分を含んでいる。

(1)維持管理運営費の経済効果（単位：百万円）

喜連川センターが維持管理運営されていることによる経済効果は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	1,187	732	617	123	4	62
第1次間接効果	364	226	193	39	1	19
第2次間接効果	565	403	200	46	2	20
総合効果（合計）	2,116	1,360	1,010	208	7	101

②供用開始後約9年間の合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	10,684	6,585	5,551	1,105	32	555
第1次間接効果	3,278	2,035	1,738	352	10	174
第2次間接効果	5,085	3,623	1,798	416	17	180
総合効果(合計)	19,047	12,244	9,087	1,873	59	909

(2)従業者の支出の経済効果(単位:百万円)

喜連川センターの従業者が県内で消費していることによる経済効果は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	1,558	853	866	301	4	87
第1次間接効果	712	390	396	138	2	40
第2次間接効果	880	627	311	72	3	31
総合効果(合計)	3,150	1,870	1,573	511	9	157

②供用開始後約9年間の合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	14,025	7,681	7,794	2,712	37	779
第1次間接効果	6,406	3,508	3,560	1,239	17	356
第2次間接効果	7,921	5,644	2,800	648	27	280
総合効果(合計)	28,352	16,833	14,154	4,600	81	1,415

(3)来所者の支出の経済効果(単位:百万円)

喜連川センターへの来所者が県内で消費していることによる経済効果は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	25	14	14	5	0	1
第1次間接効果	11	6	6	2	0	1
第2次間接効果	14	10	5	1	0	0
総合効果(合計)	50	29	24	8	0	2

②供用開始後約9年間の合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	229	124	122	41	1	12
第1次間接効果	99	54	55	18	0	5
第2次間接効果	123	88	44	10	0	4
総合効果(合計)	451	265	220	69	1	22

(4)支出による効果の総合計(単位:百万円)

喜連川センターの供用開始以降の支出による経済効果の総合計は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	2,771	1,599	1,496	429	8	150
第1次間接効果	1,087	622	595	179	3	59
第2次間接効果	1,459	1,039	516	119	5	52
総合効果(合計)	5,317	3,260	2,607	727	16	261

②PFI事業契約締結以降合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	24,937	14,390	13,466	3,858	69	1,347
第1次間接効果	9,783	5,598	5,353	1,609	27	535
第2次間接効果	13,130	9,355	4,642	1,075	45	464
総合効果(合計)	47,850	29,343	23,461	6,542	141	2,346

4. 喜連川センターによる地方税額(単位:百万円)

(1)喜連川センターの納税額(単位:百万円)

喜連川センターのPFI事業を実施しているSPCの栃木県及びさくら市への納税額は以下のとおり。

① 年度平均

	法人県民税・事業税等(県税)	法人市民税等(市税)	地方消費税	合計
SPCの納税額	17	3	1	21

②PFI 事業契約締結以降累計

	法人県民税・事業税等（県税）	法人市民税等（市税）	地方消費税	合計
SPC の納税額	154	24	9	188

(2)喜連川センターの従業員が増えたことによる地方交付税の増加額（単位：百万円）

喜連川センターの被収容者及び従業員が増えたことによる地方交付税の増加額は以下のとおり。

①単年度平均

	地方交付税措置額（県（市））
被収容者及び従業員増による地方交付税増加額	201

②PFI 事業契約締結以降累計

	地方交付税措置額（県（市））
被収容者及び従業員増による地方交付税増加額	1,812

(3)喜連川センターによる税金増加額（単位：百万円）

喜連川センターによる税金増加額は以下のとおり。

①単年度平均

税金	222

②PFI 事業契約締結以降累計

税金	2,000

5. 総合計（単位：百万円）

喜連川センターの PFI 事業契約締結以降の支出による経済効果と税金の増加額の総合計は以下のとおり。

生産誘発額は 479 億円の増加，雇用者数は 6,542 人の増加，税金は約 45 億円の増加となった。

■喜連川センターの効果総合計

生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	税金
47,850	29,343	23,461	6,542	4,487

6. 黒羽刑務所の公共サービス改革法の部分の支出による経済効果

(1) 公共サービス改革法の部分の経済効果（単位：百万円）

黒羽刑務所における民間委託事業のうち、公共サービス改革法に基づく事業による経済効果は以下のとおり。

① 単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	709	445	362	75	2	36
第1次間接効果	198	125	110	23	1	11
第2次間接効果	329	235	116	27	1	12
総合効果（合計）	1,235	804	588	125	4	59

② 業務委託開始以降合計（平成22年から平成28年）

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	4,252	2,670	2,173	450	13	217
第1次間接効果	1,186	749	658	140	4	66
第2次間接効果	1,975	1,407	698	162	7	70
総合効果（合計）	7,413	4,825	3,529	752	23	353

第4章 経済効果の算定

(播磨社会復帰促進センターの兵庫県への経済効果)

1. 前提条件

播磨社会復帰促進センター（以下「播磨センター」という。）の経済効果を算定する際に設定した前提条件は以下のとおり。

■前提条件

項目	前提条件	備考（根拠等）
維持管理運営費/年	約 16 億円/年	決算書より算定
従業者数	約 302 人/年	雇用者数（公共，民間）
視察・参観・面会者	19,620 人	供用開始以降の累計
収容人員	約 755 人/年	収容人員

2. 算定する経済波及効果

本調査で算定する経済効果は以下のとおり。

■経済波及効果の算定対象

項目	経済波及効果	備考（根拠等）
維持管理運営費/年	維持管理運営費の経済波及効果	決算書より算定
従業者数	従業者の支出の経済波及効果	雇用者数（公共，民間）より算定
視察・参観・面会者	来所者の支出の経済波及効果	来所者数より算定

3. 播磨センターの支出による経済効果

なお、播磨社会復帰促進センター運営事業には加古川刑務所の業務が含まれているため、以下の経済効果には加古川刑務所の PFI 事業の部分を含んでいる。

(1)維持管理運営費の経済効果（単位：百万円）

播磨センターが維持管理運営されていることによる経済効果は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	1,567	919	511	108	5	51
第1次間接効果	369	199	104	21	1	10
第2次間接効果	348	216	85	19	1	8
総合効果（合計）	2,285	1,334	700	148	7	70

②供用開始後約9年間の合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	14,107	8,271	4,603	971	45	460
第1次間接効果	3,325	1,790	935	191	10	94
第2次間接効果	3,129	1,944	761	173	10	76
総合効果(合計)	20,561	12,005	6,299	1,335	65	630

(2)従業者の支出の経済効果(単位:百万円)

播磨センターの従業者が県内で消費していることによる経済効果は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	1,413	750	405	182	4	40
第1次間接効果	363	188	90	20	1	9
第2次間接効果	279	173	68	16	1	7
総合効果(合計)	2,056	1,112	562	218	6	56

②供用開始後約9年間の合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	12,720	6,753	3,641	1,634	36	364
第1次間接効果	3,271	1,694	807	182	9	81
第2次間接効果	2,513	1,561	611	148	8	61
総合効果(合計)	18,504	10,008	5,059	1,964	54	506

(3)来所者の支出の経済効果(単位:百万円)

播磨センターへの来所者が県内で消費していることによる経済効果は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	16	9	5	2	0	0
第1次間接効果	4	2	1	0	0	0
第2次間接効果	3	2	1	0	0	0
総合効果(合計)	24	13	7	2	0	1

②供用開始後約9年間の合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	145	80	44	17	0	4
第1次間接効果	37	20	9	1	0	1
第2次間接効果	30	19	7	1	0	1
総合効果(合計)	212	119	61	18	1	6

(4)支出による効果の総合計(単位:百万円)

播磨センターのPFI事業契約締結以降の支出による経済効果の総合計は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	2,997	1,678	921	291	9	92
第1次間接効果	737	389	195	42	2	19
第2次間接効果	630	392	153	36	2	15
総合効果(合計)	4,364	2,459	1,269	369	13	127

②PFI事業契約締結以降合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	26,971	15,105	8,289	2,622	82	829
第1次間接効果	6,633	3,503	1,751	374	19	175
第2次間接効果	5,673	3,524	1,379	322	19	138
総合効果(合計)	39,277	22,132	11,419	3,317	120	1,142

3. 播磨センターによる地方税額(単位:百万円)

(1)播磨センターの納税額(単位:百万円)

播磨センターのPFI事業を実施しているSPCの兵庫県及び加古川市への納税額は以下のとおり。

①単年度平均

	個人県民税・事業税等(県税)	法人市民税等(市税)	地方消費税	合計
SPCの納税額	7	2	10	18

②PFI 事業契約締結以降累計

	法人県民税・事業税等（県税）	法人市民税等（市税）	地方消費税	合計
SPC の納税額	68	20	7	95

(2)播磨センターの従業者が増えたことによる地方交付税の増加額（単位：百万円）

播磨センターの被収容者及び従業者が増えたことによる地方交付税の増加額は以下のとおり。

①単年度平均

	地方交付税措置額（県（市））
被収容者及び従業者増による地方交付税増加額	18

②PFI 事業契約締結以降累計

	地方交付税措置額（県（市））
被収容者及び従業者増による地方交付税増加額	165

(3)播磨センターによる税金増加額（単位：百万円）

播磨センターによる税金増加額は以下のとおり。

①単年度平均

税金	36

②PFI 事業契約締結以降累計

税金	260

4. 総合計（単位：百万円）

播磨センターの PFI 事業契約締結以降の支出による経済効果と税金の増加額の総合計は以下のとおり。

生産誘発額は 393 億円の増加，雇用者数は 3,317 人の増加，税金は約 15 億円の増加となった。

■播磨センターの効果総合計

生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	税金
39,277	22,132	11,419	3,317	1,522

5. 加古川刑務所の公共サービス改革法の部分の支出による経済効果

(1)公共サービス改革法の部分の経済効果（単位：百万円）

加古川刑務所における民間委託事業のうち、公共サービス改革法に基づく事業による経済効果は以下のとおり。

単年度平均（平成 28 年 2 月業務開始）

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	35	12	5	1	0	1
第1次間接効果	10	5	2	0	0	0
第2次間接効果	4	3	1	0	0	0
総合効果（合計）	49	19	8	2	0	1

第5章 国税等の増加額（参考）

1. 法人税

本調査では参考として、両センターの法人税（国税）の納税額を以下のとおり算定した。両センターを合せるとこれまでに約5億円の法人税が国に納税されている。

(1) 喜連川センターの法人税納税額（単位：百万円）

喜連川センターのPFI事業を実施しているSPCの法人税の納税額は以下のとおり。

① 単年度平均

	法人税
SPCの納税額	35百万円

② PFI事業契約締結以降累計

	法人税
SPCの納税額	313百万円

(2) 播磨センターの法人税納税額（単位：百万円）

播磨センターのPFI事業を実施しているSPCの法人税の納税額は以下のとおり。

① 単年度平均

	法人税
SPCの納税額	18百万円

② PFI事業契約締結以降累計

	法人税
SPCの納税額	166百万円

2. 消費税（国税）

本調査では参考値として、両センターの消費税（うち78%が国税）の納税額を以下のとおり算定した。両センターを合せるとこれまでに約63百万円の消費税が納税されている。

(1) 喜連川センターの消費税（国税）納税額（単位：百万円）

喜連川センターのPFI事業を実施しているSPCの消費税（国税）の納税額は以下のとおり。

① 単年度平均

	消費税（国税）
SPCの納税額	4

②PFI 事業契約締結以降累計

	消費税（国税）
SPC の納税額	35

(2)播磨センターの消費税（国税）納税額（単位：百万円）

播磨センターの PFI 事業を実施している SPC の消費税(国税)の納税額は以下のとおり。

①単年度平均

	消費税（国税）
SPC の納税額	3

②PFI 事業契約締結以降累計

	消費税（国税）
SPC の納税額	28

第6章 その他の効果（参考）

センターがあることによる効果として、必ずしも経済的に捉えられるものではない地域への定性的効果として、以下の効果があると考えられる。

■本 PFI 事業の地域への定性的効果の例

取組等	内容・効果等
災害時の避難場所の指定	災害発生時の地域住民の避難場所として指定されていることによる、周辺の市民に安心・安全を提供する効果。
地域住民との交流	両センターでは、矯正展など、センター職員、地域住民と交流するイベントが開催されていることによる地域住民、住民同士の交流の場になるとともに、住民同士の交流の活性化の効果。
受刑者の社会貢献作業	喜連川社会復帰促進センターでは、受刑者の社会貢献作業として、地域社会の環境整備を行っているところ、このような取組により、受刑者にとっては社会復帰に向けた動機付けになる効果や、地域住民の犯罪防止や出所者に対する理解促進につながる効果。
知名度の向上	センターに多くの見学者・視察者が来所することや、センターがメディアで取り上げられることにより、自治体の知名度が向上する効果。

ただし、両センターを視察した際のヒアリングにおいて、民間事業者から、地域との共生に関して、次のような意見が示された。今後、センターの PR や地域との交流について、取組の充実を検討することが望ましいと考えられた。

■地域との共生に関する民間事業者からの意見

内容	民間事業者からの意見
センターの PR 【喜連川センター】	PR 不足は非常に感じている。センターで生産した野菜を周辺の施設に無料で提供しているが、そのような取組を行っていることが知られていない。
地域住民との交流機会 【播磨センター】	地元の認知度が低いと調査結果が出ているので、施設参観の実施方法を工夫するなど、もう少し積極的な方法があるのではないかと考えている。

このように認知度を向上させる方策として、両センターの運営事業とも、民間事業者の業務範囲に広報支援業務にホームページの開設・更新等が含まれている。従って、国と民間事業者との間で、ホームページ等の内容についてより PR につながる内容とする協議を行うことが望ましいと考える。

■民間事業者の業務とされている広報支援業務の要求水準（抜粋）

- ・センターの概況，処遇の内容，行事予定などの情報を提供する。
- ・矯正行政の基礎知識などを一般の人にも分かりやすく紹介し，矯正行政に対する理解を深める工夫をする。
- ・新たな情報に基づき，正確な内容となるよう努める。なお，あらかじめ内容についてセンターの承認を受ける。
- ・ホームページには，面会者など来訪者の利便を考慮した情報を掲載するとともに，矯正行政に関する情報をリンクさせる。
- ・ホームページは原則として毎月，その他必要に応じて適宜更新する。
- ・受刑者との面会を希望する親族が，ホームページ又は電話を利用して面会予約ができるよう，「面会予約システム」を運用する。
- ・「刑事施設の参観に関する訓令」等に基づき適正に実施する。
- ・ホームページ及びパンフレットは，外国人が利用できるよう少なくとも英語版のものを整備する。
- ・記者発表時等に，外来者対応，会場設営及び連絡等の支援を行う。

参考 PFI の事業全体での経済効果

両センターの PFI 事業とも、維持管理運営期間は約 15 年間であり、以下に PFI の事業期間全体での経済効果について推計した。

その結果、喜連川センターの生産誘発額は 798 億円の増加、雇用者数は 10,903 人の増加、税金は約 41 億円の増加と推計された。一方、播磨センターの生産誘発額は 655 億円の増加、雇用者数は 5,528 人の増加、税金は約 21 億円の増加と推計された。

■喜連川センターの PFI 事業全体の効果（百万円）【推計】

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	41,562	23,984	22,444	6,430	115	2,244
第 1 次間接効果	16,305	9,329	8,922	2,682	45	892
第 2 次間接効果	21,883	15,591	7,736	1,791	75	774
総合効果（合計）	79,750	48,904	39,102	10,903	235	3,910

■播磨センターの PFI 事業全体の効果（百万円）【推計】

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	44,952	25,174	13,814	4,370	136	1,381
第 1 次間接効果	11,055	5,839	2,919	623	32	292
第 2 次間接効果	9,455	5,873	2,299	537	32	230
総合効果（合計）	65,462	36,886	19,032	5,528	199	1,903

PFI 事業を実施している SPC の都道府県及び市への納税額は、喜連川センターは合計約 3 億円、播磨センターは合計約 2 億円と推計された。

■喜連川センターの PFI 事業全体の納税額（百万円）【推計】

	法人県民税・事業税等（県税）	法人市民税等（市税）	地方消費税	合計
SPC の納税額	256	40	15	311

■播磨センターの PFI 事業全体の納税額（百万円）【推計】

	法人県民税・事業税等（県税）	法人市民税等（市税）	地方消費税	合計
SPC の納税額	113	33	12	158

また、PFI事業の事業期間終了までの地方交付税の増加額は、喜連川センターは30億円、播磨センターでは3億円になると推計された。

■喜連川センターのPFI事業全体の地方交付税の増加額（百万円）【推計】

	地方交付税措置額（県（市））
被収容者及び従業者増による地方交付税増加額	3,020

■播磨センターのPFI事業全体の地方交付税の増加額（百万円）【推計】

	地方交付税措置額（県（市））
被収容者及び従業者増による地方交付税増加額	275

PFI事業の事業期間終了までの消費税の増加額は、喜連川センターは58百万円、播磨センターでは46百万円になると推計された。

■喜連川センターのPFI事業全体の消費税の納税額（百万円）【推計】

	消費税（国税）
SPCの納税額	58

■播磨センターのPFI事業全体の消費税の納税額（百万円）【推計】

	消費税（国税）
SPCの納税額	46

まとめ

以上のとおり、両センターの PFI 事業とも、定量的及び定性的に、地域に対して多大な効果をもたらしており、新設時の理念であった、地域との共生が実現されていると考えられる。

そのため、今後 5 年以内に両センターともに事業期間が終了するものの、PFI 事業の事業期間終了後も地域と共生した運営の継続が望まれていると考える。

以上